

## 第5回 白石・福富・有明3町合併協議会会議次第

日 時 平成16年1月15日(木)  
場 所 福富町公民館2階ホール

1. 開 会

2. 挨拶

3. 会議録署名委員の指名

龍ヶ江淑子

片淵一吉

4. 議 題

(1) 報告事項

報告第16号 新町名称の公募結果について

(報告済)

(2) 協議事項

協議第44号 下水道の取扱い(継続協議)

(一部修正のうえ確認)

協議第45号 補助金、交付金等の取扱

(確認)

協議第46号 行政区の取扱い

(確認)

協議第47号 小中学校、幼稚園の通学区域の取扱い

(確認)

協議第48号 学校教育の取扱い

(確認)

協議第49号 学校給食の取扱い

(確認)

協議第50号 社会教育の取扱い

(確認)

協議第51号 社会体育の取扱い

(確認)

協議第52号 人権、同和教育の取扱い

(確認)

(3) 提案事項

協議第53号 新町建設計画

(提案済)

(4) その他

第6回白石・福富・有明3町合併  
協議会の日程について

5. 閉 会

## 第5回 白石・福富・有明3町合併協議会議題目次

### (1) 報告事項

報告第16号	新町の名称公募結果について	2
--------	---------------	---

### (2) 協議事項

協議第44号	下水道の取扱い（継続協議）	3
協議第45号	補助金、交付金等の取扱い	7
協議第46号	行政区の取扱い	8
協議第47号	小中学校、幼稚園の通学区域の取扱い	10
協議第48号	学校教育の取扱い	11
協議第49号	学校給食の取扱い	15
協議第50号	社会教育の取扱い	16
協議第51号	社会体育の取扱い	22
協議第52号	人権、同和教育の取扱い	27

### (3) 提案事項

協議第53号	新町建設計画	(別綴)
--------	--------	------

### (4) その他

第6回白石・福富・有明3町合併協議会の日程について	29
---------------------------	----

第 5 回白石・福富・有明 3 町合併協議会の報告・協議事項

番 号	項 目	協 議 等 の 経 過
報告第 16 号	新町名称の公募結果について	第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 報告済
協議第 44 号	下水道の取扱い ( 継続協議 )	第 4 回協議会 [平成 15 年 12 月 25 日] 提案 第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 一部修正のうえ確認
協議第 45 号	補助金、交付金等の取扱い	第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 提案 第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 確認
協議第 46 号	行政区の取扱い	第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 提案 第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 確認
協議第 47 号	小中学校、幼稚園の通学区域の取扱い	第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 提案 第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 確認
協議第 48 号	学校教育の取扱い	第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 提案 第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 確認
協議第 49 号	学校給食の取扱い	第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 提案 第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 確認
協議第 50 号	社会教育の取扱い	第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 提案 第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 確認
協議第 51 号	社会体育の取扱い	第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 提案 第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 確認
協議第 52 号	人権、同和教育の取扱い	第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 提案 第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 確認
協議第 53 号	新町建設計画	第 5 回協議会 [平成 16 年 1 月 15 日] 提案 第 回協議会 [平成 年 月 日] 確認

上記について、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 1 月 15 日

白石・福富・有明 3 町合併協議会

会 長 喜 多 輝 昭

## 新町名称募集応募状況

応募期間 平成15年11月25日～平成15年12月24日

応募総数 800通

作品数 376作品(表記のみ)

応募内訳

年代別	白石町	福富町	有明町	合計
0～19才	57	140	13	210
20～39才	49	26	26	101
40～59才	94	30	36	160
60才以上	188	42	86	316
記載なし	4	1	8	13
合計	392	239	169	800

応募数の多かった作品

総合

位	町名	応募数
1	白石町	141
2	杵島町	43
3	歌垣町	31
4	有明町	25
5	しろいし町	24
6	有福町	12
7	新白石町	10
8	肥前白石町	9
9	杵東町	8
10	むつごろう町	7
11	うたがき町	6
12	三和町	5
	稲佐町	5
	きしま町	5
	幸福町	5
	白福有町	5
20	新有明町	5
	新栄町	5
	みのり町	5
	新生町	4
	あゆみ町	4
20	みどり町	4
	江南町	4
	三栄町	4
3	三合町	4

白石町

位	町名	応募数
1	白石町	122
2	歌垣町	21
3	しろいし町	20
4	杵島町	16
5	うたがき町	6
	肥前白石町	6
6	新白石町	6
	江南町	4
8	以下 3点多数	

0～19才

位	町名	応募数
1	白石町	19
2	杵島町	8
3	歌垣町	7
4	しろいし町	4
	有明町	4
4	幸福町	4
	7	以下 3点多数

40～59才

位	町名	応募数
1	白石町	27
2	歌垣町	10
3	杵島町	7
4	しろいし町	5
5	有明町	4
	肥前白石町	4
7	みのり町	3
	有福町	3
9	以下 2点多数	

福富町

位	町名	応募数
1	杵島町	21
2	有福町	8
3	白石町	7
4	有明町	5
	杵東町	5
6	あゆみ町	4
	きしま町	4
	歌垣町	4
9	幸福町	4
10	以下 3点多数	

20～39才

位	町名	応募数
1	白石町	21
2	有明町	7
3	杵島町	5
4	歌垣町	4
5	しろいし町	3
6	むつごろう町	3
7	うたがき町	2
8	以下 1点多数	

60才以上

位	町名	応募数
1	白石町	74
2	杵島町	23
3	しろいし町	11
4	歌垣町	10
5	有明町	9
6	新白石町	8
7	有福町	5
8	以下 4点多数	

有明町

位	町名	応募数
1	有明町	20
2	白石町	12
3	歌垣町	6
	杵島町	6
5	稲佐町	4
	新有明町	4
7	しろいし町	3
	三和町	3
9	肥前白石町	3
10	以下 2点多数	

## 新町名称募集及び選定要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、白石町、福富町、有明町が合併した場合の新しいまちの名称を公募することにより、新町にふさわしい名称の選定と、住民がまちづくりに関わる機会を設けることを目的とする。

### (周知の方法)

第2条 新町の名称募集については、協議会だより、ホームページ、3町の広報誌等により周知を行う。

### (応募の条件等)

第3条 応募の条件、方法、期間等は次のとおりとする。

- (1) 新町にふさわしい名称であること。現在の3町の名称でも差し支えないが、できる限り3町名以外の新しい名称を公募するものとする。
- (2) 新町名候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前とする。
- (3) 応募資格は、白石・福富・有明3町に居住する者とする。
- (4) 応募には、[新町の名称(ふりがなは、町の読み方まで記載するものとする)]、[提案理由]、[住所]、[氏名(ふりがな)]、[年齢]、[電話番号]を記載するものとする。
- (5) 1応募について1人1点とする。
- (6) 応募は、[官製はがき]、[ファックス]、[電子メール]、[応募用紙(3町役場に備え付け)]とする。
- (7) 応募期間は、平成15年11月25日から平成15年12月24日までの1ヶ月間とする。

### (募集結果の公表)

第4条 応募された名称は、白石・福富・有明3町合併協議会ホームページ及び協議会だよりで公表する。

### (選定方法)

第5条 選定方法は次のとおりとする。

- (1) 応募多数を前提としないものとする。
- (2) 第1次選定として、応募されたすべての作品の中から、幹事会において5作品程度を選定し、協議会に諮る。
- (3) 協議会において、第1次選定により選定された作品の中から、協議により新町名候補1作品を決定する。協議による選定が困難な場合は、協議会委員全員による投票を行う。

(懸賞等について)

第6条 名称公募にあたって、次のとおり懸賞を設ける。

(1) 記念品の種類・内容等は次のとおりとする。

名付け親大賞 1名 現金5万円

名付け親賞 5名 現金1万円

(2) 名付け親大賞は、新町名称として選ばれた作品の応募者の中から、抽選を行い1名を決定する。抽選は合併協議会の会議の場において公開で行う。

(3) 名付け親賞は、新町名称として選ばれた作品の応募者の中で、「名付け親大賞」の抽選から漏れた者の中から5名を抽選により決定する。抽選については、「名付け親大賞」の例によるものとする。

(4) 「名付け親大賞」及び「名付け親賞」は、協議会で新しい名称が決定された次回の協議会において抽選し、決定する。

(応募作品の位置づけ)

第7条 応募されたものの中から新町の名称を決定する。応募された作品に関する一切の権利は白石・福富・有明3町合併協議会に帰属するものとする。

(その他)

第8条 その他、新町名称の選定に関し必要な事項については、会長が別に定める。

#### 名称選定のスケジュール

公募期間 平成15年11月25日(火)～12月24日(水)

集計期間 平成15年12月25日(木)～平成16年1月6日(火)

年末年始休暇(12/27～1/4)

第4回幹事会 平成16年1月7日(水)

集計結果報告

第5回協議会 平成16年1月15日(木)

集計結果報告

選定期間 平成16年1月7日(水)～1月26日(月)

この間、各町で協議会委員との検討を踏まえ、幹事会を少なくとも2回開催

第6回協議会 平成16年2月5日(木)

名称候補を提案し、この第6回協議会で決定

## 新町名称募集及び選定要綱

第1条 この要綱は、新町名称募集及び選定要領第8条（以下「要領」という。）に基づき、新町の名称募集及び選定に関し必要な事項を定めるものとする

第2条 要領第3条第1号にいう「ふさわしい名称」とは、次のものをいう。

- (1) 白石町、福富町、有明町（以下「3町」という。）が、地理的にイメージできる名前
- (2) 3町の特徴を表す名前
- (3) 3町の歴史・文化にちなんだ名前
- (4) 住民の理想・願いのこもった名前
- (5) 全国的にアピールできる名前
- (6) その他新町にふさわしい名前

第3条 要領第3条第3号にいう「居住する者」とは、応募の住所が3町内にある者で、平成15年11月から名称決定までの間、居住した事実のある者とする。

第4条 選定方法は、次のとおりとする。

- (1) 公募締め切り後、事務局で集計し、集計結果を速やかに幹事会に送付する。
- (2) 現在の町名が公募された場合、次により取り扱うものとする。  
新設合併が確認されており、現在の町名を使用した場合、吸収合併されたイメージを与えるため、その選定にあたっては慎重であること。  
現在の名称は、新町の名称候補の対象とはするが、それ以外の名称を使用することを基本とし、ふさわしい名称がなかった場合に考慮することとする。
- (3) 幹事会は、速やかに開催し、協議により新町にふさわしい名称を平成16年1月26日までに5作品程度選定する。なお、協議による選定が困難な場合は、幹事全員による投票にて選定する。

第5条 名付け親大賞等の抽選は、次により実施するものとする。

- (1) 名付け親大賞は、会長が抽選するものとする。
- (2) 名付け親賞は、3町の長及び議長（会長を除く。）が抽選するものとする。

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

( 第4回協議会[平成5年2月9日] ) 提出 出出  
 ( 第5回協議会 [平成16年 1月15日]部修正のうえ確認

協定項目	下水道の取扱い
調整の内容	<p>下水道の取扱いについては、住民サービスの低下をきたさぬよう快適な生活環境づくりに配慮し、調整に努める。</p> <p>(1) 下水道の整備については、合併後、速やかに新町下水道等整備基本構想・計画を策定し、効率的かつ計画的な下水道事業等を推進する。</p> <p>(2) 農業集落排水分担金については、現行のとおりとし、使用料については、累進従量制とする。</p> <p>(3) 水洗化促進制度については、合併時新たに設ける。ただし、各町が既に認定している利子補給の債務負担は新町に引き継ぐ。</p> <p>(4) 浄化槽設置整備事業については、<b>合併後</b>、国の補助基準により実施する。</p>

協定項目	下水道の取扱い	関係項目	下水道分担金											
調整内容	1. 農業集落排水分担金													
	白石町	福富町	有明町											
	<p>該当なし</p>	<p>分担金</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>分担金の根拠</td> <td>1施設につき</td> </tr> <tr> <td>分担金額</td> <td>150,000円</td> </tr> </table>	区分	内容	分担金の根拠	1施設につき	分担金額	150,000円	<p>分担金</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>分担金の根拠</td> <td>1施設につき</td> </tr> <tr> <td>分担金額</td> <td>150,000円</td> </tr> </table>	区分	内容	分担金の根拠	1施設につき	分担金額
区分	内容													
分担金の根拠	1施設につき													
分担金額	150,000円													
区分	内容													
分担金の根拠	1施設につき													
分担金額	150,000円													

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	下水道の取扱い	関係項目	下水道使用料																																							
調整の具体的内容		農業集落排水使用料については、次のとおりとする。ただし、自己水源等については、別に使用水量の認定基準を設け算定する。 (税別) <table border="1"> <tr> <td>基本料金</td> <td>10m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">超過料金</td> <td>10m<sup>3</sup>を超え30m<sup>3</sup>まで 1m<sup>3</sup>につき</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>30m<sup>3</sup>を超える分 1m<sup>3</sup>につき</td> <td>220円</td> </tr> </table>		基本料金	10m <sup>3</sup> まで	1,400円	超過料金	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	200円	30m <sup>3</sup> を超える分 1m <sup>3</sup> につき	220円																															
基本料金	10m <sup>3</sup> まで	1,400円																																								
超過料金	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	200円																																								
	30m <sup>3</sup> を超える分 1m <sup>3</sup> につき	220円																																								
調整内容	1. 農業集落排水使用料																																									
	白石町	該当なし  (税別) <table border="1"> <tr> <td>基本料金</td> <td>8m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超過料金</td> <td>8m<sup>3</sup>を超え30m<sup>3</sup>まで 1m<sup>3</sup>につき</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>30m<sup>3</sup>を超え50m<sup>3</sup>まで 1m<sup>3</sup>につき</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>50m<sup>3</sup>以上m<sup>3</sup>につき</td> <td>250円</td> </tr> </table>	基本料金	8m <sup>3</sup> まで	1,500円	超過料金	8m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	200円	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	220円	50m <sup>3</sup> 以上m <sup>3</sup> につき	250円	有明町 一般家庭 (税別) <table border="1"> <tr> <th>用途</th> <th>世帯割</th> <th>世帯員割</th> </tr> <tr> <td>し尿と雑排水</td> <td>1,600円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>雑排水のみ</td> <td>1,000円</td> <td>300円</td> </tr> </table> 公共用 (税別) <table border="1"> <tr> <th>用途</th> <th>世帯割</th> <th>世帯員割</th> </tr> <tr> <td>公共施設</td> <td>1,600円</td> <td>なし</td> </tr> </table>	用途	世帯割	世帯員割	し尿と雑排水	1,600円	600円	雑排水のみ	1,000円	300円	用途	世帯割	世帯員割	公共施設	1,600円	なし														
	基本料金	8m <sup>3</sup> まで	1,500円																																							
	超過料金	8m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	200円																																							
30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき		220円																																								
50m <sup>3</sup> 以上m <sup>3</sup> につき		250円																																								
用途	世帯割	世帯員割																																								
し尿と雑排水	1,600円	600円																																								
雑排水のみ	1,000円	300円																																								
用途	世帯割	世帯員割																																								
公共施設	1,600円	なし																																								
福富町	(税別) <table border="1"> <tr> <td>基本料金</td> <td>8m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超過料金</td> <td>8m<sup>3</sup>を超え30m<sup>3</sup>まで 1m<sup>3</sup>につき</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>30m<sup>3</sup>を超え50m<sup>3</sup>まで 1m<sup>3</sup>につき</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>50m<sup>3</sup>以上m<sup>3</sup>につき</td> <td>250円</td> </tr> </table>	基本料金	8m <sup>3</sup> まで	1,500円	超過料金	8m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	200円	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	220円	50m <sup>3</sup> 以上m <sup>3</sup> につき	250円	業務用 <table border="1"> <tr> <th>用途</th> <th>算定式</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td>事務所面積 × 0.15</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>作業所(A)</td> <td>実人員 × 0.30</td> <td>縫製工場・鉄工所等、常時当該施設内において作業員等が業務に従事している流入施設。</td> </tr> <tr> <td>作業所(B)</td> <td>作業所面積 × 0.20</td> <td>野菜・玉葱集荷所、加工所・食品加工所等、比較的汚水の排出が多量な流入施設。</td> </tr> <tr> <td>倉庫・資材置場等</td> <td>倉庫・資材置場等面積 × 0.20</td> <td>作業員・従業員等が常駐しない流入施設。</td> </tr> <tr> <td>鮮魚・肉・仕出屋・スーパーマーケット等</td> <td>店舗面積 × 0.02</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般商店</td> <td>店舗面積 × 0.02</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理容・美容院</td> <td>店舗面積 × 0.30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼稚園・保育園</td> <td>定員 × 0.30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>神社・仏閣等</td> <td>便器数 × 1.0</td> <td></td> </tr> </table>	用途	算定式	備考	事務所	事務所面積 × 0.15	なし	作業所(A)	実人員 × 0.30	縫製工場・鉄工所等、常時当該施設内において作業員等が業務に従事している流入施設。	作業所(B)	作業所面積 × 0.20	野菜・玉葱集荷所、加工所・食品加工所等、比較的汚水の排出が多量な流入施設。	倉庫・資材置場等	倉庫・資材置場等面積 × 0.20	作業員・従業員等が常駐しない流入施設。	鮮魚・肉・仕出屋・スーパーマーケット等	店舗面積 × 0.02		一般商店	店舗面積 × 0.02		理容・美容院	店舗面積 × 0.30		幼稚園・保育園	定員 × 0.30		神社・仏閣等	便器数 × 1.0	
基本料金	8m <sup>3</sup> まで	1,500円																																								
超過料金	8m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	200円																																								
	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	220円																																								
	50m <sup>3</sup> 以上m <sup>3</sup> につき	250円																																								
用途	算定式	備考																																								
事務所	事務所面積 × 0.15	なし																																								
作業所(A)	実人員 × 0.30	縫製工場・鉄工所等、常時当該施設内において作業員等が業務に従事している流入施設。																																								
作業所(B)	作業所面積 × 0.20	野菜・玉葱集荷所、加工所・食品加工所等、比較的汚水の排出が多量な流入施設。																																								
倉庫・資材置場等	倉庫・資材置場等面積 × 0.20	作業員・従業員等が常駐しない流入施設。																																								
鮮魚・肉・仕出屋・スーパーマーケット等	店舗面積 × 0.02																																									
一般商店	店舗面積 × 0.02																																									
理容・美容院	店舗面積 × 0.30																																									
幼稚園・保育園	定員 × 0.30																																									
神社・仏閣等	便器数 × 1.0																																									
		業務用として用途別算定方式で算出した換算人員を下記の当該料金にわりあてる。 (税別) <table border="1"> <tr> <th>人員</th> <th>料金</th> </tr> <tr> <td>1人～3人</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>4人～6人</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>7人～10人</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>11人～15人</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>16人～20人</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>21人～30人</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>31人～40人</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>41人～50人</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>51人～100人</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>101人以上</td> <td>17,000円</td> </tr> </table>	人員	料金	1人～3人	1,000円	4人～6人	2,000円	7人～10人	3,000円	11人～15人	4,000円	16人～20人	5,000円	21人～30人	6,000円	31人～40人	7,000円	41人～50人	8,000円	51人～100人	10,000円	101人以上	17,000円																		
人員	料金																																									
1人～3人	1,000円																																									
4人～6人	2,000円																																									
7人～10人	3,000円																																									
11人～15人	4,000円																																									
16人～20人	5,000円																																									
21人～30人	6,000円																																									
31人～40人	7,000円																																									
41人～50人	8,000円																																									
51人～100人	10,000円																																									
101人以上	17,000円																																									

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	下水道の取扱い	関係項目	水洗化促進制度
------	---------	------	---------

調整の具体的内容	水洗化促進制度については、次により実施する。 (1) 供用開始より1年以内に接続した場合、使用料6ヶ月分を免除。 (2) 供用開始より2年以内に接続した場合、使用料4ヶ月分を免除。 (3) 供用開始より3年以内に接続した場合、使用料2ヶ月分を免除。
----------	---

調整内容	1. 水洗化促進制度																																						
	白石町	福 富 町	有 明 町																																				
	1. 助成制度  該当なし	1. 助成制度 利子補給補助金借入条件 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>資金種類</th> <th>対象経費限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地内配水管布設</td> <td rowspan="3">全額</td> </tr> <tr> <td>屋内排水管布設</td> </tr> <tr> <td>集水枘・接合枘設置</td> </tr> <tr> <td>便所改修</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>浴槽改修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>台所改修</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>洗面所改修</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table> 利子補給率 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>貸付実行日の属する期間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H13.12.31まで</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td>H14.1.1～H14.12.31まで</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td>H15.1.1～H15.12.31まで</td> <td>1.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>	資金種類	対象経費限度額	宅地内配水管布設	全額	屋内排水管布設	集水枘・接合枘設置	便所改修	全額	浴槽改修	100万円	台所改修	50万円	洗面所改修	10万円	貸付実行日の属する期間	利子補給率	H13.12.31まで	2.0%以内	H14.1.1～H14.12.31まで	1.5%以内	H15.1.1～H15.12.31まで	1.0%以内	1. 助成制度 利子補給補助金借入条件 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>資金種類</th> <th>対象経費限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水洗トイレへ改修</td> <td>100万円以内</td> </tr> <tr> <td>浄化槽を廃止</td> <td>50万円以内</td> </tr> </tbody> </table> 利子補給率 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>農業集落排水</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>2年以内</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	資金種類	対象経費限度額	水洗トイレへ改修	100万円以内	浄化槽を廃止	50万円以内	農業集落排水	利子補給率	1年以内	100%	2年以内	80%	3年以内	50%
資金種類	対象経費限度額																																						
宅地内配水管布設	全額																																						
屋内排水管布設																																							
集水枘・接合枘設置																																							
便所改修	全額																																						
浴槽改修	100万円																																						
台所改修	50万円																																						
洗面所改修	10万円																																						
貸付実行日の属する期間	利子補給率																																						
H13.12.31まで	2.0%以内																																						
H14.1.1～H14.12.31まで	1.5%以内																																						
H15.1.1～H15.12.31まで	1.0%以内																																						
資金種類	対象経費限度額																																						
水洗トイレへ改修	100万円以内																																						
浄化槽を廃止	50万円以内																																						
農業集落排水	利子補給率																																						
1年以内	100%																																						
2年以内	80%																																						
3年以内	50%																																						



白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

(第5回協議会【平成16年1月15日】)提出  
(第5回協議会【平成16年1月15日】)確認

協定項目	補助金、交付金等の取扱い
調整の内容	各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等を考慮し、予算措置の段階で公共的必要性・有効性・公平性の観点から調整する。

協定項目	補助金、交付金等の取扱い	関係項目	各種団体への補助金、交付金等について
調整の具体的内容	1. 同一又は同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。 2. 独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。		
調査内容	補助等を行っている団体等の例示一覧		
	白石町 組織等名称	福富町 組織等名称	有明町 組織等名称
			有明町嘱託員会
白石地区交通安全協会	白石地区交通安全協会 交通安全母の会	白石地区交通安全協会 交通安全母の会	
自衛隊員父兄会 民生児童委員協議会		自衛隊父兄会	
傷痍軍人会	福富町傷痍軍人会	傷痍軍人会	
保護司会	町保護司会	保護司会	
社会福祉協議会	社会福祉協議会	社会福祉協議会	
遺族会	戦没者遺族会	遺族会	
ボランティア連絡協議会	ボランティア連絡協議会		
福祉活動専門員 手をつなぐ育成会	社会福祉活動専門員 手をつなぐ育成会	手をつなぐ親の会	
身体障害者会	身体障害者福祉協会	身体障害者連合会	
運の実会			
老人クラブ	老人クラブ連合会 老人クラブ連合会支部	老人クラブ	
シルバー人材センター	シルバー人材センター	シルバー人材センター 子育てサークル	
母親クラブ	母親クラブ 母子寡婦福祉会	母親クラブ	
私立保育園			
原爆友の会	原爆障害者の会	原爆被爆者の会	
農業新経営者(白新会)	新経営者A B会	農業新経営者(FS会)	
さが農業農村ふれあい運動実践協議会		さが農業農村ふれあい運動実践活動	
ふるさと産品普及の会			
杵島地区農業共済組合			
水田農業経営確立対策実践協議会			
水田農業経営確立対策協議会			
	農業関係連絡協議会		
		白石町	福富町
		組織等名称	組織等名称
			生産組合長協議会
			福富町米麦改良協議会
			農作業受託部会
		白石土地改良区	福富土地改良区 大福土地改良区
			有明町土地改良区
		福富干拓土地改良区	福富干拓土地改良区
			福富町水利組合
		緑の少年団	
			緑の少年団
		武雄杵島森林組合	
			桜の会
		白石町商工会	福富町商工会 商工活性化推進協議会
			有明町遊漁船会
		消防分団	消防各部
		消防分団	消防分団
		婦人防火クラブ	婦人防火クラブ
			消防本部・ラッパ班
			有明町教育研究会
		白石町婦人会	福富町婦人会
			有明町婦人会
		青年地域活性化	
			青年団
		PTA	PTA
		白石町文化協会	福富町文化協会
			有明町文化協会
		自治公民館	区公民館
			公民分館
		青少年育成町民会議	青少年育成町民会議
		母と子の読書会	青少年育成町民会議
			お話会ありあけ
			地区子供クラブ
		ボーイ・ガールスカウト	
			太鼓保存会
		白石町体育協会	福富町体育協会
			有明町体育協会
		スポーツ少年団	

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

( 第5回協議会 [平成16年 1月15日] ) 提出

( 第5回協議会 [平成16年 1月15日] ) 確認

協定項目	行政区の取扱い
調整の内容	新町において、住民にとって最も身近な自治会組織であることに十分配慮し、行政区の再編を検討する。

協定項目	行政区の取扱い	関係項目	行政区の取扱い																											
調整の具体的内容	1. 行政区の代表者の名称については、駐在員に統一する。 2. 行政区は、現町において住民感情、地域の実情に考慮しつつ統合再編に努め、新町に移行する。 3. 駐在員の報酬等については、合併時に調整する。 4. 行政区名の取扱いについては、原則として現行のとおりとする。																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">3 町 の 現 況</th> </tr> <tr> <th>項 目</th> <th>白 石 町</th> <th>福富町</th> <th>有明町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政区の代表者の名称</td> <td>嘱託員</td> <td>駐在員</td> <td>嘱託員</td> </tr> <tr> <td>同人数</td> <td>35人</td> <td>9人</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>行政区数</td> <td>96区</td> <td>9区</td> <td>12区</td> </tr> <tr> <td>業務内容</td> <td>                     1 担当区域内の世帯別現住者の名簿の作成、保管及び管理                      2 各種調査報告書の配布取りまとめ                      3 周知事項の伝達及び印刷物等の回覧掲示                      4 前各号の書類作成上の指導並びに徹底                      5 納税通知書類の配布並びに徴税の協力                      6 諸証明の副申                      7 公募金その他町が実施主体となる寄附金等の取りまとめ                      8 道路、河川、堤塘その他環境衛生の保持に関する                      こと                      9 その他町民を対象とする事務又は広報連絡                      10 非常災害時に関する連絡、周知及びその状況報告に関する                      こと                      (白石町嘱託員に関する規則)                 </td> <td>                     町長の命により、町行政の伝達及び町政に関し必要な調査、報告                      (福富町駐在員設置条例)                 </td> <td>                     (1)区内における周知、伝達、調査、報告及び文書の配布に関する                      こと                      (2)区の世帯票を整理し、常に区民の動態を明らかに                      すること                      (3)区の納税組合の設立に努め、納税意欲の昂揚と、徴税事務                      に協力すること                      (4)区の衛生状態に留意し、衛生思想の昂揚と、公衆衛生に                      努めること                      (5)区の水利と土木に関する                      こと                      (6)区民の融和を図り、公民道徳の昂揚に努めること                      (7)その他町長が必要と認める事項                      (有明町行政区及び嘱託員設置規程)                 </td> </tr> <tr> <td>行政区への助成金</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>区活動助成金 1,000円(1世帯あたり)</td> </tr> </tbody> </table>			3 町 の 現 況				項 目	白 石 町	福富町	有明町	行政区の代表者の名称	嘱託員	駐在員	嘱託員	同人数	35人	9人	12人	行政区数	96区	9区	12区	業務内容	1 担当区域内の世帯別現住者の名簿の作成、保管及び管理 2 各種調査報告書の配布取りまとめ 3 周知事項の伝達及び印刷物等の回覧掲示 4 前各号の書類作成上の指導並びに徹底 5 納税通知書類の配布並びに徴税の協力 6 諸証明の副申 7 公募金その他町が実施主体となる寄附金等の取りまとめ 8 道路、河川、堤塘その他環境衛生の保持に関する こと 9 その他町民を対象とする事務又は広報連絡 10 非常災害時に関する連絡、周知及びその状況報告に関する こと (白石町嘱託員に関する規則)	町長の命により、町行政の伝達及び町政に関し必要な調査、報告 (福富町駐在員設置条例)	(1)区内における周知、伝達、調査、報告及び文書の配布に関する こと (2)区の世帯票を整理し、常に区民の動態を明らかに すること (3)区の納税組合の設立に努め、納税意欲の昂揚と、徴税事務 に協力すること (4)区の衛生状態に留意し、衛生思想の昂揚と、公衆衛生に 努めること (5)区の水利と土木に関する こと (6)区民の融和を図り、公民道徳の昂揚に努めること (7)その他町長が必要と認める事項 (有明町行政区及び嘱託員設置規程)	行政区への助成金	なし	なし
3 町 の 現 況																														
項 目	白 石 町	福富町	有明町																											
行政区の代表者の名称	嘱託員	駐在員	嘱託員																											
同人数	35人	9人	12人																											
行政区数	96区	9区	12区																											
業務内容	1 担当区域内の世帯別現住者の名簿の作成、保管及び管理 2 各種調査報告書の配布取りまとめ 3 周知事項の伝達及び印刷物等の回覧掲示 4 前各号の書類作成上の指導並びに徹底 5 納税通知書類の配布並びに徴税の協力 6 諸証明の副申 7 公募金その他町が実施主体となる寄附金等の取りまとめ 8 道路、河川、堤塘その他環境衛生の保持に関する こと 9 その他町民を対象とする事務又は広報連絡 10 非常災害時に関する連絡、周知及びその状況報告に関する こと (白石町嘱託員に関する規則)	町長の命により、町行政の伝達及び町政に関し必要な調査、報告 (福富町駐在員設置条例)	(1)区内における周知、伝達、調査、報告及び文書の配布に関する こと (2)区の世帯票を整理し、常に区民の動態を明らかに すること (3)区の納税組合の設立に努め、納税意欲の昂揚と、徴税事務 に協力すること (4)区の衛生状態に留意し、衛生思想の昂揚と、公衆衛生に 努めること (5)区の水利と土木に関する こと (6)区民の融和を図り、公民道徳の昂揚に努めること (7)その他町長が必要と認める事項 (有明町行政区及び嘱託員設置規程)																											
行政区への助成金	なし	なし	区活動助成金 1,000円(1世帯あたり)																											

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 行政区の取扱い 【 参考資料 】

調査時点：平成14年4月1日

調  
整  
内  
容

白石町			
	行政区名	人口	世帯数
1	網代	159	51
2	伊ヶ代	92	24
3	今泉西	143	37
4	今泉東	125	26
5	多田	139	35
6	岡崎	180	40
7	喜佐木	212	42
8	下裏具	154	40
9	鳥巢	110	28
10	新拓	375	86
11	一の籠	148	35
12	二の籠	120	28
13	沖小路	105	26
14	北揚	109	23
15	田中小路	149	41
16	築切搦	56	16
17	道目	136	32
18	西分一号	103	27
19	西分二号	151	35
20	西分三号	76	22
21	西分四号	136	37
22	八の割	245	54
23	弥平搦	116	24
24	内堤	192	48
25	小島	142	35
26	嘉瀬川	173	39
27	三町北	191	47
28	三町南	146	43
29	船野	169	57
30	旭通	124	37
31	新観音	202	46
32	太原上	203	55
33	太原中	198	43

白石町			
	行政区名	人口	世帯数
34	太原下	242	58
35	太原搦	111	26
36	遠江上	79	19
37	遠江中	98	26
38	遠江下	87	18
39	遠江搦	104	26
40	江越	216	51
41	上廿治	331	100
42	中廿治	202	56
43	廿治新村北	101	25
44	廿治新村南	100	24
45	廿治町北	98	30
46	廿治町南	148	61
47	吉村	133	32
48	中郷北	324	105
49	中郷中	163	53
50	中郷南	127	44
51	西郷	184	43
52	東郷移	99	22
53	東郷上	284	86
54	搦田	100	29
55	駅通	123	36
56	北川	352	94
57	郷司給移西	106	28
58	郷司給移東	67	20
59	郷司給西	51	19
60	五反田	171	62
61	栄町一区	29	8
62	栄町二区	60	19
63	栄町三区	65	21
64	廿治移北	58	15
65	廿治移南	93	18
66	秀移	92	23

白石町			
	行政区名	人口	世帯数
67	秀新村	99	28
68	秀津一区	47	19
69	秀津二区	93	32
70	秀津三区	77	20
71	秀津四区	80	23
72	秀津五区	45	17
73	秀津六区	82	22
74	福富移	75	20
75	屋形通	109	37
76	大戸上	198	79
77	大戸下	125	34
78	大戸中	233	76
79	東深通	52	15
80	深通	144	43
81	福吉北	85	22
82	福吉北中	84	25
83	福吉西中	134	32
84	福吉南	108	33
85	馬田	224	55
86	神辺	270	61
87	法蔵寺	220	96
88	宮田	187	53
89	川津	260	60
90	久治	46	15
91	湯崎	151	37
92	大井	209	56
93	新昌	188	43
94	只江	168	41
95	中南	163	38
96	天神	172	40
計		13,805	3,728
1行政区平均		143.8	38.8

福富町			
	行政区名	人口	世帯数
1	上区	442	113
2	中区	562	143
3	下区	538	160
4	南区	630	149
5	東区	575	134
6	六府方区	704	230
7	東六府方区	950	238
8	住之江区	954	305
9	北区	378	92
計		5,733	1,564
1行政区平均		637.0	173.8

有明町			
	行政区名	人口	世帯数
1	牛屋東分	1,061	258
2	牛屋西分	1,268	312
3	新明	988	225
4	戸ヶ里	847	248
5	廻里津	498	157
6	廻里高町	496	141
7	辺田	646	157
8	田野上	528	126
9	坂田	906	248
10	室島	445	123
11	深浦	701	185
12	新開	0	0
13	長浜牛間田	662	185
計		9,046	2,365
1行政区平均		695.8	181.9

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

(第5回協議会[平成16年 1月15日])提出

(第5回協議会[平成16年 1月15日])確認

協定項目	小中学校・幼稚園の通学区域の取扱い
調整の内容	1. 公立幼稚園については、合併後、新町全域を通学区域とする。 2. 小・中学校の通学区域については、現行のまま新町に引き継ぎ、調整を行う。

協定項目	小中学校・幼稚園の通学区域の取扱い	関係項目	小中学校・幼稚園の通学区域について				
調整の具体的内容	小・中学校の通学区域の調整が必要な区域については、新町において通学区域審議会（仮称）等を設置し、通学区域の検討を行うものとする。						
調 整 内 容	1. 通学区域一覧						
	町名	中 学 校	小 学 校	公 立 幼 稚 園			
		中 学 校 名	通 学 区 域	小 学 校 名	通 学 区 域	幼 稚 園 名	通 学 区 域
	白 石 町	白 石 中 学 校	町内全域	須 古 小 学 校	馬田・神辺・法蔵寺・宮田・三町南・北・船野 嘉瀬川・内堤・小島・久治・湯崎・川津 岡崎・下箕具・鳥巢・喜佐木		
				六 角 小 学 校	大戸上・中・下・東郷上・東郷移・中郷南・中・北・西郷 今泉東・今泉西・伊ヶ代・網代・多田・江越・吉村 《一部自由校区 栄町3区・駅通・揚田・屋形通》		
				白 石 小 学 校	福吉南・福吉北中・福吉北・福吉西中・東深通・郷移東・西 秀移・甘治移北・南・福富移・五反田・秀新村・揚田 屋形通・秀津1.2.3.4.5.6区・北川・栄町1.2.3区・駅通 郷西・上甘治・甘治町北・南・深通・中甘治・甘治新村北・南		
				北 明 小 学 校	西分1.2.3.4号・一の籠・二の籠・沖小路・道目・田中小路 北揚・八の割・弥平擲・築切擲・旭通・太原上 遠江上・中・下・太原中・下・遠江擲・太原擲・新観音・大井 新昌・天神・中南・只江・新拓		
	福 富 町	福 富 中 学 校	町内全域	福 富 小 学 校	町内全域	福 富 幼 稚 園	町内全域
	有 明 町	有 明 中 学 校	町内全域	有 明 東 小 学 校	牛屋東分・牛屋西分・新明		
				有 明 西 小 学 校	戸ヶ里・廻里津・廻里高町・辺田・田野上 《一部自由校区 坂田（古賀部落）》		
有 明 南 小 学 校				坂田・室島・竜王・深浦・長浜牛間田			
《通学区域で一部自由校区の規則》				《参考》			
白石町		白石町内に居住する児童の通学区域に関する規則		私立幼稚園の設置状況			
有明町		有明町区域内に居住する児童の通学区域に関する規則		白石町 弥栄幼稚園			
				有明町 有明幼稚園			

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

(第5回協議会[平成16年 1月15日])提出  
(第5回協議会[平成16年 1月15日])確認

協定項目	学校教育の取扱い
調整の内容	1. 公立幼稚園、小・中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 2. 学校教育関係補助及び就学援助費等については、新町において調整する。

	<b>協定項目</b> 学校教育の取扱い 公立幼稚園の状況 (1) 職員数及び園児数(平成15年5月1日現在) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">園名</th> <th rowspan="2">職員数</th> <th colspan="4">園児数</th> </tr> <tr> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>福富町立 福富幼稚園</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>48</td> <td>48</td> </tr> </table> (2) 所在地 佐賀県杵島郡福富町大字福富3408番地 (3) 園児数及び学級数の推移(各年5月1日現在) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">創立年</th> <th colspan="2">平成12年度</th> <th colspan="2">平成13年度</th> <th colspan="2">平成14年度</th> </tr> <tr> <th>園児数</th> <th>学級数</th> <th>園児数</th> <th>学級数</th> <th>園児数</th> <th>学級数</th> </tr> <tr> <td>S53</td> <td>54</td> <td>2</td> <td>46</td> <td>2</td> <td>52</td> <td>2</td> </tr> </table> 授業料・入園料等 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">福 富 町 立 福 富 幼 稚 園</th> </tr> <tr> <td colspan="2">福富町立福富幼稚園授業料等徴収条例</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(授業料)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2条 幼稚園の授業料は、園児1人につき月額5,000円とし、毎月始め10日以内にこれを納入しなければならない。ただし、新しく入園したものの授業料は、入園の日から10日以内に、これを納入しなければならない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(入園料)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第7条 入園料は園児1人につき1,000円とし、入園の際にこれを徴収する。ただし、再入園する者は、この限りでない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(授業料の免除)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第3条 授業料は、病気等で園児が登園しないことが月の始めから末日に及ぶときは当月分の授業料を免除することができる。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 非常災害又は特別の事情により、町長が学費の支弁困難なる者と認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。</td> </tr> </table>	園名	職員数	園児数				3歳児	4歳児	5歳児	合計	福富町立 福富幼稚園	3			48	48	創立年	平成12年度		平成13年度		平成14年度		園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	S53	54	2	46	2	52	2	福 富 町 立 福 富 幼 稚 園		福富町立福富幼稚園授業料等徴収条例		(授業料)		第2条 幼稚園の授業料は、園児1人につき月額5,000円とし、毎月始め10日以内にこれを納入しなければならない。ただし、新しく入園したものの授業料は、入園の日から10日以内に、これを納入しなければならない。		(入園料)		第7条 入園料は園児1人につき1,000円とし、入園の際にこれを徴収する。ただし、再入園する者は、この限りでない。		(授業料の免除)		第3条 授業料は、病気等で園児が登園しないことが月の始めから末日に及ぶときは当月分の授業料を免除することができる。		2 非常災害又は特別の事情により、町長が学費の支弁困難なる者と認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。		<b>関係項目</b>	<b>公立幼稚園について</b> 入園資格・学級編成 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">福 富 町 立 福 富 幼 稚 園</th> </tr> <tr> <td colspan="2">福富町立福富幼稚園管理規則</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(入園の資格)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2条 幼稚園に入園することができる者は、福富町に住所を有する者で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。ただし、当分の間は5歳の幼児とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(学級の編成)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第4条 幼稚園の1学級の幼児数は、35人以下を原則とし、1月末日現在における入園希望幼児数により翌年度の学級を編成する。</td> </tr> </table> 公立幼稚園就園奨励費補助制度 ・家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るために補助金を交付する。 * 幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度額 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">補 助 対 象 経 費</th> <th colspan="3">補 助 限 度 額</th> </tr> <tr> <th>1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者</th> <th>同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者</th> <th>同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(第1子)</td> <td>(第2子)</td> <td>(第3子以降)</td> </tr> <tr> <td>生活保護法の規定による保護を受けている世帯</td> <td rowspan="2">入 園 料 保 育 料 等 合 計 額</td> <td>年額 20,000円</td> <td>年額 36,000円</td> <td>年額 52,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市町村民税所得割非課税となる世帯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> * 文部科学省が定める「幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成10年文部大臣裁定)」に準ずる。	福 富 町 立 福 富 幼 稚 園		福富町立福富幼稚園管理規則		(入園の資格)		第2条 幼稚園に入園することができる者は、福富町に住所を有する者で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。ただし、当分の間は5歳の幼児とする。		(学級の編成)		第4条 幼稚園の1学級の幼児数は、35人以下を原則とし、1月末日現在における入園希望幼児数により翌年度の学級を編成する。		区 分	補 助 対 象 経 費	補 助 限 度 額			1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児			(第1子)	(第2子)	(第3子以降)	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入 園 料 保 育 料 等 合 計 額	年額 20,000円	年額 36,000円	年額 52,000円	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯				当該年度に納付すべき市町村民税所得割非課税となる世帯				
園名	職員数			園児数																																																																																												
		3歳児	4歳児	5歳児	合計																																																																																											
福富町立 福富幼稚園	3			48	48																																																																																											
創立年	平成12年度		平成13年度		平成14年度																																																																																											
	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数																																																																																										
S53	54	2	46	2	52	2																																																																																										
福 富 町 立 福 富 幼 稚 園																																																																																																
福富町立福富幼稚園授業料等徴収条例																																																																																																
(授業料)																																																																																																
第2条 幼稚園の授業料は、園児1人につき月額5,000円とし、毎月始め10日以内にこれを納入しなければならない。ただし、新しく入園したものの授業料は、入園の日から10日以内に、これを納入しなければならない。																																																																																																
(入園料)																																																																																																
第7条 入園料は園児1人につき1,000円とし、入園の際にこれを徴収する。ただし、再入園する者は、この限りでない。																																																																																																
(授業料の免除)																																																																																																
第3条 授業料は、病気等で園児が登園しないことが月の始めから末日に及ぶときは当月分の授業料を免除することができる。																																																																																																
2 非常災害又は特別の事情により、町長が学費の支弁困難なる者と認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。																																																																																																
福 富 町 立 福 富 幼 稚 園																																																																																																
福富町立福富幼稚園管理規則																																																																																																
(入園の資格)																																																																																																
第2条 幼稚園に入園することができる者は、福富町に住所を有する者で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。ただし、当分の間は5歳の幼児とする。																																																																																																
(学級の編成)																																																																																																
第4条 幼稚園の1学級の幼児数は、35人以下を原則とし、1月末日現在における入園希望幼児数により翌年度の学級を編成する。																																																																																																
区 分	補 助 対 象 経 費	補 助 限 度 額																																																																																														
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児																																																																																												
		(第1子)	(第2子)	(第3子以降)																																																																																												
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入 園 料 保 育 料 等 合 計 額	年額 20,000円	年額 36,000円	年額 52,000円																																																																																												
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯																																																																																																
当該年度に納付すべき市町村民税所得割非課税となる世帯																																																																																																

調整内容

# 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	学校教育の取扱い	関係項目	小・中学校について		
調整内容	<b>調整の具体的内容</b>	小・中学校の施設整備については、新町において計画的に実施する。			
	1. 学校所在地及び学校規模				
	(1) 小学校(平成15年5月1日現在)		(2) 中学校(平成15年5月1日現在)		
	学校名	所在地	学級数	生徒数	教職員数
	須古小学校	白石町大字堤1461番地	6	207	11
	六角小学校	白石町大字東郷2231番地	6	168	11
	白石小学校	白石町大字福田2373番地	7	211	12
	北明小学校	白石町大字築切205番地	11	261	17
	福富小学校	福富町大字福富3410番地	13	361	22
	有明東小学校	有明町大字牛屋6833番地2	8	208	15
有明西小学校	有明町大字戸ヶ里1493番地	8	208	15	
有明南小学校	有明町大字深浦5582番地	7	184	13	
合 計		66	1,808	116	
学校名	所在地	学級数	生徒数	教職員数	
白石中学校	白石町大字遠江143番地	14	463	27	
福富中学校	福富町大字福富3497番地	7	212	18	
有明中学校	有明町大字坂田290番地	10	340	23	
合 計		31	1,015	68	

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		学校教育の取扱い		関係項目	私立幼稚園就園奨励費補助制度について					
調整の具体的内容		私立幼稚園就園奨励費補助制度については、文部科学省が定める「幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成10年文部大臣裁定)」に基づき、実施する。								
調整内容	1. 私立幼稚園就園奨励費補助金の補助対象経費及び補助限度額				(2) 有明町					
	(1) 白石町				(2) 有明町					
	区分	補助対象経費	補助限度額			区分	補助対象経費	補助限度額		
			1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児			1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児
			(第1子)	(第2子)	(第3子以降)			(第1子)	(第2子)	(第3子以降)
	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料 保育料等 合計額	年額	年額	年額	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料 保育料等 合計額	年額	年額	年額
	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		136,800円	178,000円	220,000円	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		123,120円	160,200円	198,000円
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		年額	年額	年額	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		年額	年額	年額
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が8,800円以下の世帯		104,200円	155,000円	207,000円	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が8,800円以下の世帯		93,780円	139,500円	186,300円
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が102,100円以下の世帯		79,900円	138,000円	197,000円	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が102,100円以下の世帯		71,910円	124,200円	177,300円
		年額	年額	年額			年額	年額	年額	
		56,100円	122,000円	187,000円	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が102,100円以下の世帯		50,490円	109,800円	168,300円	

# 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	学校教育の取扱い	関係項目	参考資料																																																																							
参 考 資 料	<p>1. 私立幼稚園の状況</p> <p>(1) 職員数及び園児数(平成15年5月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">園名</th> <th rowspan="2">職員数</th> <th colspan="4">園児数</th> </tr> <tr> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弥栄幼稚園 (白石町)</td> <td>6(2)</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内は内数で事務職員数</p> <p>(2) 所在地 佐賀県杵島郡白石町大字福田2014番地1</p> <p>(3) 園児数及び学級数の推移(各年5月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">創立年</th> <th colspan="2">平成12年度</th> <th colspan="2">平成13年度</th> <th colspan="2">平成14年度</th> </tr> <tr> <th>園児数</th> <th>学級数</th> <th>園児数</th> <th>学級数</th> <th>園児数</th> <th>学級数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S54</td> <td>40</td> <td>4</td> <td>32</td> <td>3</td> <td>31</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	園名	職員数	園児数				3歳児	4歳児	5歳児	合計	弥栄幼稚園 (白石町)	6(2)	7	9	10	26	創立年	平成12年度		平成13年度		平成14年度		園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	S54	40	4	32	3	31	3	<p>(1) 職員数及び園児数(平成15年5月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">園名</th> <th rowspan="2">職員数</th> <th colspan="4">園児数</th> </tr> <tr> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有明幼稚園 (有明町)</td> <td>8</td> <td>32</td> <td>47</td> <td>51</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 所在地 佐賀県杵島郡有明町大字牛屋335番地</p> <p>(3) 園児数及び学級数の推移(各年5月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">創立年</th> <th colspan="2">平成12年度</th> <th colspan="2">平成13年度</th> <th colspan="2">平成14年度</th> </tr> <tr> <th>園児数</th> <th>学級数</th> <th>園児数</th> <th>学級数</th> <th>園児数</th> <th>学級数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S53</td> <td>161</td> <td>6</td> <td>133</td> <td>6</td> <td>139</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	園名	職員数	園児数				3歳児	4歳児	5歳児	合計	有明幼稚園 (有明町)	8	32	47	51	130	創立年	平成12年度		平成13年度		平成14年度		園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	S53	161	6	133	6	139	6
	園名			職員数	園児数																																																																					
		3歳児	4歳児		5歳児	合計																																																																				
弥栄幼稚園 (白石町)	6(2)	7	9	10	26																																																																					
創立年	平成12年度		平成13年度		平成14年度																																																																					
	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数																																																																				
S54	40	4	32	3	31	3																																																																				
園名	職員数	園児数																																																																								
		3歳児	4歳児	5歳児	合計																																																																					
有明幼稚園 (有明町)	8	32	47	51	130																																																																					
創立年	平成12年度		平成13年度		平成14年度																																																																					
	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数																																																																				
S53	161	6	133	6	139	6																																																																				
	<p>2. 私立幼稚園の授業料及び入園料</p> <p>弥栄幼稚園(白石町)</p> <p>入園料 22,000円(年額)</p> <p>入園料手数料 3,000円(1回)</p> <p>*入園願書提出の際に入園料・保育料1ヶ月を添えて提出する。</p> <p>授業料 13,000円(1ヶ月)</p>	<p>有明幼稚園(有明町)</p> <p>入園料・手数料 20,000円(1回)</p> <p>*申し込みの際納入</p> <p>用品代(通園カバン・帽子)園名入り 3,000円(必要者のみ)</p> <p>授業料 15,000円(1ヶ月)</p>																																																																								

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

(第5回協議会[平成16年 1月15日])提出

(第5回協議会[平成16年 1月15日])確認

協定項目	学校給食の取扱い
調整の内容	1. 学校給食のセンター方式・単独調理場方式については、当面現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2. 学校給食の運営及び給食費については、新町において調整する。

協定項目	学校給食の取扱い	関係項目	学校給食の状況について
------	----------	------	-------------

調整の具体的内容	1. 学校給食のセンター方式・単独調理場方式については、当面現行のとおり新町に引き継ぎ、衛生面の向上に努める。 2. 学校給食の運営及び給食費については、新町において給食運営委員会を設置し調整する。
----------	--

調 整 内 容	1. 学校給食センター、単独調理場の状況									
			白石町		福富町		有明町		備考	
運営方式		白石町学校給食センター		単独校		単独校				
建築年月		平成6年12月移転改築 (昭和43年5月)		福富小学校・福富中学校		有明東・南・西小学校 有明中学校				
規模構造		敷地面積 4,000㎡ 建物面積 680㎡ 建物構造 鉄骨鋼板葺 平家建		(幼稚園の副食は、 小学校で調理)						
車 輦		配送車 2台						合 計		
学校数		合計	5校	3校	700食	5校	979食	13校	3,014食	
給食総数		小学校	4校	1校	411食	4校	610食	9校	1,881食	
		中学校	1校	1校	232食	1校	369食	3校	1,076食	
		幼稚園		1校	57食			1校	57食	
形態		委託	米飯(5)牛乳(5)	米飯(4)パン(1)牛乳(5)		米飯(3)パン(2)牛乳(5)		( )は、週当り回数		
		食器	エポカル	強化磁器		強化磁器				
		システム	ドライ	ウェット		(小)ウェット(中)ドライ				
		配送容器	コンテナ台車	食器籠・食缶等		食器籠・食缶等				
		運営	公設運営	公設運営		公設運営				
		調理能力	2,000食	(小)750食(中)400食		(小)700食(中)500食				
2. 給食運営委員会の状況										
		白石町		福富町		有明町		備考		
給食運営委員会(構成)		小・中学校長(5) 小・中PTA代表(5) 母親代表(2) 学校医(1) 学校薬剤師(1) 商工会代表(1)  合計 15名		小・中学校(4) 小・中PTA(12) 学校栄養職員(1) 教育委員会(3)  合計 20名		小・中学校長(4) 小・中PTA代表(4) 学校栄養職員(2) 小・中学校給食主任(4) 小・中学校給食会計(4) 教育長(1) 課長(1)  合計 20名		( )は、人員		

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

( 第5回協議会 [平成16年 1月15日] ) 提出  
 ( 第5回協議会 [平成16年 1月15日] ) 確認

<b>協定項目</b>	<b>社会教育の取扱い</b>
<b>調整の内容</b>	1. 社会教育関係審議会等については、新町において調整をする。 2. 社会教育施設等については、現行のまま新町に引き継ぐ。 3. 社会教育及び文化事業については、現行の内容を継続し、新町において随時調整をする。 4. 指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐ。

<b>協定項目</b>	<b>社会教育の取扱い</b>	<b>関係項目</b>	<b>社会教育委員等について NO.1</b>
<b>調整の具体的内容</b>	1. 公民館運営審議会については、新町において新たに設置する。 2. 社会教育委員、社会教育指導員については、新町において新たに委嘱する。		

調整内容	1. 公民館運営審議会		
	白	福	有
	石	富	明
	<b>白石町公民館条例</b> (公民館運営審議会) 第5条 公民館に運営審議会を置く。 (審議会の委員及び任期) 第6条 委員は社会教育法第30条第1項に規定する者のうちから教育委員会が委嘱する。 2 委員は15人以内としその任期は2年とする。ただし補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。	<b>福富町公民館条例</b> (公民館運営審議会) 第4条 社会教育法第29条の規定に基づき、公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会の委員は、13人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	<b>有明町公民館設置条例</b> (公民館運営審議会) 第6条 本館に有明町公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。 2 運営審議会は、館長の諮問に応じ公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するものとする。 第7条 本館の運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。 第8条 本館の運営審議会の委員の定数は15人とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員は、前任者の残任期間とする。

# 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	社会教育の取扱い	関係項目	社会教育委員等について NO.2
調 整 内 容	1. 社会教育委員		
	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	委員	委員	委員
	社会教育委員は、公民館運営審議会委員をもって充てる。	社会教育委員は、公民館運営審議会委員をもって充てる。	社会教育委員は、公民館運営審議会委員をもって充てる。
	定数	定数	定数
	15名以内	13名以内	15名以内
	任期	任期	任期
	2年	2年	2年
	2. 社会教育指導員		
	白 石 町	福 富 町	有 明 町
<b>設置</b>	<b>設置</b>	<b>設置</b>	
町教育委員会が行う社会教育の指導層の充実を図るため置く。	町教育委員会が行う社会教育の指導層の充実を図るため指導委員を置く。	町教育委員会が行う社会教育の指導層の充実を図るため置く。	
<b>職務</b>	<b>職務</b>	<b>職務</b>	
社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談、社会教育団体の育成等に当たる。	社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談、及び社会教育団体の育成等に当たる。	社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談及び社会教育団体の育成等に当たる。	
<b>指導員</b>	<b>指導員</b>	<b>指導員</b>	
指導員は社会的信望があり、かつ前条に規定する職務を行うに必要な熱意と識見をもつ年齢70歳未満の者の中から任命する。 任期は1年とする。ただし、再任を妨げないが、その任期は通算して3年を超えないものとする。	指導員は、社会的信望があり、かつ前条に規定する職務を行うに必要な熱意と識見をもつ年齢70歳未満の者の中から任命する。 任期は1年とする。ただし、再任を妨げないが、その任期は通算して3年を超えないものとする。 教育委員会は任期中といえども解任することができる。	指導員は、社会的信望があり、かつ前条に規定する職務を行うに必要な熱意と識見をもつ年齢70歳未満のものの中から教育委員会が任命する。 任期は1年とする。ただし、再任を妨げないが、その任期は通算して3年を超えないものとする。	

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		社会教育の取扱い		関係項目	公民館等について NO.1																																																																																																																														
調整内容	調整の具体的内容		1. 公民館については、現行のまま新町に引き継ぐ。 2. 公民館の使用料については、合併後に調整する。 3. 図書館(室)については、現行のまま新町へ引き継ぐ。 4. 公民館地区分館等の施設整備の補助等については、合併後に調整する。																																																																																																																																
	1. 公民館の設置状況																																																																																																																																		
	白 石 町		福 富 町		有 明 町																																																																																																																														
	設置 白石町公民館	建設年度 昭和47年	設置 福富町公民館	建設年度 昭和42年	設置 有明町公民館	建設年度 昭和51年																																																																																																																													
	住所 白石町大字福田1800番地8	構造 鉄筋コンクリート造 2階建	住所 福富町大字福富3451番地	構造 鉄筋コンクリート造 2階建	住所 有明町大字坂田275番地の1	構造 鉄筋コンクリート造 2階建 (一部3階)																																																																																																																													
公民館使用料		公民館使用料		公民館使用料																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">基本額(4時間以内)</th> <th rowspan="2">1時間当たり 超過額</th> </tr> <tr> <th>8:30~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2F大ホール</td> <td>2,100</td> <td>2,730</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>2F和会議室A</td> <td>630</td> <td>840</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>2F和会議室B</td> <td>630</td> <td>840</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>2F和控室A</td> <td>210</td> <td>270</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>2F和控室B</td> <td>210</td> <td>270</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>1F談話室</td> <td>420</td> <td>540</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>1F和会議室</td> <td>520</td> <td>710</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		区分	基本額(4時間以内)		1時間当たり 超過額	8:30~17:00	17:00~22:00	2F大ホール	2,100	2,730	420	2F和会議室A	630	840	120	2F和会議室B	630	840	120	2F和控室A	210	270	40	2F和控室B	210	270	40	1F談話室	420	540	80	1F和会議室	520	710	100	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">4時間以内</th> <th rowspan="2">加 算 額</th> </tr> <tr> <th>4時間以内</th> <th>加 算 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホ - ル</td> <td>4,200</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>2,100</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>840</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>2,100</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>町民室</td> <td>1,050</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td>1,050</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>1,050</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>2,520</td> <td>520</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	4時間以内		加 算 額	4時間以内	加 算 額	大ホ - ル	4,200	840	会議室	2,100	420	小会議室	840	100	研修室	2,100	420	町民室	1,050	210	第1会議室	1,050	210	第2会議室	1,050	210	料理実習室	2,520	520	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">時間</th> <th>自 8時</th> <th>自 13時</th> <th>自 17時</th> <th>自 8時</th> <th>自 13時</th> <th>自 8時</th> </tr> <tr> <th>至 12時</th> <th>至 17時</th> <th>至 22時</th> <th>至 17時</th> <th>至 22時</th> <th>至 22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和大会議室</td> <td>1階</td> <td>4,100</td> <td>4,100</td> <td>5,700</td> <td>6,200</td> <td>6,700</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>2階</td> <td>4,100</td> <td>4,100</td> <td>5,700</td> <td>6,200</td> <td>6,700</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td>和小会議室</td> <td>1階</td> <td>2,600</td> <td>2,600</td> <td>3,600</td> <td>4,100</td> <td>4,600</td> <td>6,200</td> </tr> <tr> <td>和会議室</td> <td>2階</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>2,600</td> <td>3,100</td> <td>4,100</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>2階</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>2,600</td> <td>3,100</td> <td>4,100</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td></td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>2,600</td> <td>3,100</td> <td>4,100</td> <td>5,200</td> </tr> </tbody> </table>		区分	時間	自 8時	自 13時	自 17時	自 8時	自 13時	自 8時	至 12時	至 17時	至 22時	至 17時	至 22時	至 22時	和大会議室	1階	4,100	4,100	5,700	6,200	6,700	8,800	大会議室	2階	4,100	4,100	5,700	6,200	6,700	8,800	和小会議室	1階	2,600	2,600	3,600	4,100	4,600	6,200	和会議室	2階	2,100	2,100	2,600	3,100	4,100	5,200	視聴覚室	2階	2,100	2,100	2,600	3,100	4,100	5,200	調理室		2,100	2,100	2,600	3,100	4,100	5,200
区分	基本額(4時間以内)		1時間当たり 超過額																																																																																																																																
	8:30~17:00	17:00~22:00																																																																																																																																	
2F大ホール	2,100	2,730	420																																																																																																																																
2F和会議室A	630	840	120																																																																																																																																
2F和会議室B	630	840	120																																																																																																																																
2F和控室A	210	270	40																																																																																																																																
2F和控室B	210	270	40																																																																																																																																
1F談話室	420	540	80																																																																																																																																
1F和会議室	520	710	100																																																																																																																																
区 分	4時間以内		加 算 額																																																																																																																																
	4時間以内	加 算 額																																																																																																																																	
大ホ - ル	4,200	840																																																																																																																																	
会議室	2,100	420																																																																																																																																	
小会議室	840	100																																																																																																																																	
研修室	2,100	420																																																																																																																																	
町民室	1,050	210																																																																																																																																	
第1会議室	1,050	210																																																																																																																																	
第2会議室	1,050	210																																																																																																																																	
料理実習室	2,520	520																																																																																																																																	
区分	時間	自 8時	自 13時	自 17時	自 8時	自 13時	自 8時																																																																																																																												
		至 12時	至 17時	至 22時	至 17時	至 22時	至 22時																																																																																																																												
和大会議室	1階	4,100	4,100	5,700	6,200	6,700	8,800																																																																																																																												
大会議室	2階	4,100	4,100	5,700	6,200	6,700	8,800																																																																																																																												
和小会議室	1階	2,600	2,600	3,600	4,100	4,600	6,200																																																																																																																												
和会議室	2階	2,100	2,100	2,600	3,100	4,100	5,200																																																																																																																												
視聴覚室	2階	2,100	2,100	2,600	3,100	4,100	5,200																																																																																																																												
調理室		2,100	2,100	2,600	3,100	4,100	5,200																																																																																																																												
付属設備使用料		付属設備使用料		付属設備使用料																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ピアノ</td> <td>上記の 時間 区分</td> <td>1,050</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	使用料	ピアノ	上記の 時間 区分	1,050	なし		なし																																																																																																																									
区分	単位	使用料																																																																																																																																	
ピアノ	上記の 時間 区分	1,050																																																																																																																																	

白石・有明・福富3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		社会教育の取扱い		関係項目		公民館等について NO.2																																	
調	2.集会所等整備補助																																						
	白石町	設置数	57箇所	福富町	設置数	9箇所	有明町	設置数	27箇所																														
整	<p><b>白石町自治公民館等施設整備費補助金交付要綱</b> (補助の交付基準)</p> <p>第2条 前条の補助金は、別表に定める交付基準により交付する。</p> <p>(交付の制限)</p> <p>第3条 この要綱により補助金の交付を受けた自治公民館等は、第1条の規定にかかわらず補助金の交付を受けることができない。ただし、災害等特別な事情による場合はこの限りではない。</p> <p>2 補助金は、1館当りの補助とする。ただし1公民館に属する集会所を建築する場合は、新築に限り補助金額の1/2とする。</p> <p>3 他の補助事業により建築する自治公民館等には、この補助金を交付しない。</p> <p>別表(第2条関係)補助の交付基準</p>			<p><b>福富町区公民館整備事業補助金交付要綱</b> (補助対象経費)</p> <p>第3条 補助対象となる経費は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)新築の場合 新築工事のうち、建物の建築に要する工事費を補助対象経費とする。ただし、その工事費が1,500万円を超える場合は、1,500万円とする。</p> <p>(2)増改築(大規模補修も含む)の場合 増改築工事の場合は、100万円以上の工事費を補助対象経費とする。ただし、その工事費が450万円を超える場合は、450万円とする。</p> <p>(3)下水道(合併浄化槽による場合を含む)排水設備工事の場合 下水道排水設備に要する工事費を補助対象経費とする。ただし、その工事費が150万円を超える場合は150万円とする。</p> <p>2 前項の工事費には用地取得費及び造成費は含まない。</p> <p>(補助率)</p> <p>第4条 前条に規定する対象経費に対する補助率は、補助対象経費の3分の1以内とする。</p> <p>福富町区公民館整備事業補助金交付要綱内規</p> <p>1. 1区に1施設を対象とする。</p> <p>2. 対象となる区公民館は、構造改善事業及びモデル事業等により建設された施設も含む。</p> <p>3. 第5条中の「他の補助事業等」というのは、国または、県の補助対象となる事業あるいは、大規模な篤志寄付等による事業をいう。</p> <p>4. 原則として単年度事業であるが、工期等の事情で複数の会計年度にわたっても1件とする。</p> <p>5. 災害等、特別な事情により整備する必要が生じた場合は特別に対応する。</p>			<p><b>有明町公民館整備補助金交付要綱</b> (補助対象経費)</p> <p>第3条 補助対象となる経費は、次に定めるとおりとし、その額は予算の範囲内とする。</p> <p>(1)新築の場合 新築工事のうち、建物の建築に要する直接工事費とする。</p> <p>(2)増改築の場合 増改築工事のうち、建物の増改築に要する直接工事費とする。 (補助金の額)</p> <p>第4条 新築に対する補助額は、50万円とする。</p> <p>2 増改築に対する補助額は、300万円以上の工事をした場合20万円とする。</p> <p>3 補助金は1館当たりの補助とするが、複数分館をもって1館を建築する場合は別途考慮する。</p>																																
	内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象事業の内容</th> <th>補助事業の区分</th> <th>補助金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">建物の新築増改築及び購入</td> <td rowspan="3">新築</td> <td>100万円以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50万円以内</td> <td>工事費が200万円以上の事業</td> </tr> <tr> <td>25万円以内</td> <td>工事費が100万円以上の事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">増改築</td> <td>15万円以内</td> <td>工事費が60万円以上の事業</td> </tr> <tr> <td>50万円以内</td> <td>買収額が200万円以上の事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">購入</td> <td>25万円以内</td> <td>買収額が100万円以上の事業</td> </tr> <tr> <td>15万円以内</td> <td>買収額が60万円以上の事業</td> </tr> <tr> <td>放送施設整備事業</td> <td>放送施設</td> <td>10万円以内</td> <td>補助金額は設置費の1/2とする。ただし、設置費が20万円を超える場合は10万円を限度とする。</td> </tr> <tr> <td>白蟻駆除事業</td> <td>白蟻駆除</td> <td>10万円以内</td> <td>補助金額は設置費の1/2とする。ただし、設置費が20万円を超える場合は10万円を限度とする。</td> </tr> </tbody> </table>			補助対象事業の内容	補助事業の区分	補助金額	摘要	建物の新築増改築及び購入	新築	100万円以内		50万円以内	工事費が200万円以上の事業	25万円以内	工事費が100万円以上の事業	増改築	15万円以内	工事費が60万円以上の事業	50万円以内	買収額が200万円以上の事業	購入	25万円以内	買収額が100万円以上の事業	15万円以内	買収額が60万円以上の事業	放送施設整備事業	放送施設	10万円以内	補助金額は設置費の1/2とする。ただし、設置費が20万円を超える場合は10万円を限度とする。	白蟻駆除事業	白蟻駆除	10万円以内	補助金額は設置費の1/2とする。ただし、設置費が20万円を超える場合は10万円を限度とする。					
補助対象事業の内容		補助事業の区分	補助金額	摘要																																			
建物の新築増改築及び購入	新築	100万円以内																																					
		50万円以内	工事費が200万円以上の事業																																				
		25万円以内	工事費が100万円以上の事業																																				
	増改築	15万円以内	工事費が60万円以上の事業																																				
		50万円以内	買収額が200万円以上の事業																																				
購入	25万円以内	買収額が100万円以上の事業																																					
	15万円以内	買収額が60万円以上の事業																																					
放送施設整備事業	放送施設	10万円以内	補助金額は設置費の1/2とする。ただし、設置費が20万円を超える場合は10万円を限度とする。																																				
白蟻駆除事業	白蟻駆除	10万円以内	補助金額は設置費の1/2とする。ただし、設置費が20万円を超える場合は10万円を限度とする。																																				
容																																							



白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	社会教育の取扱い		関係項目	文化事業及び文化財について No.2				
調 整 内 容	1.国指定文化財							
	町名	指定種別	名称	員数	所在地	所有者・管理者	指定年月日	
	白石町	1 天然記念物(動物)	カササギ生息地		白石町一円	佐賀県教育委員会	大正12年3月7日	
	福富町	1 天然記念物(動物)	カササギ生息地		福富町一円	佐賀県教育委員会	大正12年3月7日	
	有明町	1 天然記念物(動物)	カササギ生息地		有明町一円	佐賀県教育委員会	大正12年3月7日	
	2.県指定文化財							
	町名	指定種別	名称	員数	所在地	所有者・管理者	指定年月日	
	白石町	1	重要文化財(史跡)	妻山古墳群 4号墳(線刻画)	1基	白石町大字馬洗3267-2-3267-3	個人	平成7年5月26日
		2	重要文化財(史跡)	道祖谷古墳(前方後円墳)	1基	白石町大字馬洗3289-9-ほか	白石町	平成10年5月11日
	福富町	なし						
	有明町	1	天然記念物	海童神社の楠		有明町竜王海童神社	海童神社	昭和40年7月23日
		2	天然記念物	稲佐神社の楠2株		有明町辺田稲佐神社	稲佐神社	昭和40年7月23日
		3	史跡	竜王崎古墳群		有明町大字深浦6032	有明町教育委員会	昭和52年3月11日
		4	考古	竜王崎古墳群出土遺物一括		有明町大字戸ヶ里3211	有明町教育委員会	昭和54年3月31日
		5	工芸品	鱒口		有明町大字坂田828	東楽寺	昭和58年3月22日
	3.町指定文化財							
	町名	指定種別	名称	員数	所在地	所有者・管理者	指定年月日	
	白石町	1	重要文化財(建造物)	妻山神社一の鳥居・二の鳥居	2基	白石町大字馬洗2488-1	個人	昭和56年2月5日
		2	重要文化財(建造物)	水堂安福寺の宝塔	1基	白石町大字堤3342	嘉瀬慶昭	昭和56年2月5日
		3	重要文化財(史跡)	船野山古墳群 1号墳	1基	白石町大字堤3780-368	白石町	昭和59年12月25日
4		重要文化財(歴史資料)	川_善重夫婦の墓誌と川_利右衛門の墓誌	2基	白石町大字堤2261	万歳山法泉寺	昭和63年3月28日	
5		重要文化財(史跡)	野柄古墳群 1号墳	1基	白石町大字堤2501	個人	平成1年2月23日	
6		天然記念物(植物)	嘉瀬川のもみじ	1本	白石町大字堤2996	外尾文六	平成2年9月5日	
7		重要文化財(建造物)	陽興寺の慶長二年銘万部塔	1基	白石町大字堤1751	佛日山陽興寺	平成10年7月16日	
福富町	なし							
有明町	1	工芸品	深浦聖観音立像		有明町深浦西分	深浦西分	昭和49年4月1日	
	2	建造物	稲佐神社の肥前鳥居		有明町辺田	稲佐神社	昭和49年4月1日	
	3	工芸品	室島の六地藏		有明町室島	室島竜王区	昭和51年10月20日	
	4	工芸品	吉祥天曼荼羅		有明町大字辺田2878	玉泉坊	平成8年3月25日	
	5	工芸品	十一面観音菩薩坐像		有明町大字田野上3287	福泉寺	平成8年3月25日	
	6	工芸品	鉄牛円心像		有明町大字田野上3287	福泉寺	平成8年3月25日	
	7	工芸品	観音菩薩坐像		有明町大字田野上3287	福泉寺	平成8年3月25日	
	8	工芸品	幽霊図		有明町大字田野上3287	福泉寺	平成8年3月25日	
4.文化財保護審議会								
町名	職務				委員定数	委員数	任期	
白石町	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する必要な事項を調査審議し教育委員会に建議する。				5人以内	5人	2年	
福富町	なし							
有明町	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について審議しこれらの事項に関して教育委員会に建議する。				5人以内	5人	2年	

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

( 第5回協議会 [平成16年 1月15日] ) 提出  
 ( 第5回協議会 [平成16年 1月15日] ) 確認

<b>協定項目</b>	<b>社会体育の取扱い</b>
<b>調整の内容</b>	1. 各種スポーツ行事については、社会体育関係団体と協議し、新町において調整する。 2. 体育指導委員については、新町において新たに委嘱する。 3. 各町の体育協会については、合併後速やかに統合できるよう調整を図る。 4. 社会体育施設の使用料については、合併後に調整する。ただし、夜間照明施設を有する施設の時間区分については、周辺住民との申し合わせ等に配慮する。

<b>協定項目</b>	<b>社会体育の取扱い</b>	<b>関係項目</b>	<b>各種スポーツ行事・体育協会について</b>	
調 整 内 容	1.平成13年度 各種主要スポーツ行事			
	月	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	4月	子供クラブスーパーキックベースボール大会 ソフトボール審判講習会		分館対抗球技大会
	5月			
	6月			
	7月	スローピッチソフトボール大会 剣道暑中稽古	福富町各区スポーツ大会 幼児水泳教室	さわやかスポーツ大会(グラウンドゴルフ・ふれあい ボール) 園児水泳教室
	8月	白石町スポーツ少年団交流会 白石町グラウンドゴルフ大会並びに子供クラブグラ ウンドゴルフ大会	福富町少年スポーツ大会(グラウンド・ゴルフ競技)	スポーツ少年団大会(スーパーキックベースボール・ フットサル・ソフトバレーボール) 町ゲートボール大会
	9月	バレーボール審判講習会		
	10月	町民体育大会(4小学校区単位)	町民体育大会 母と子のふれあいつくり講習会 ファミリーグラウンド・ゴルフ大会	町民体育大会 親子ふれあい教室
	11月	ニュースポーツ教室(3日間)	親子体力つくり講習会 父と子のふれあいつくり講習会	
	12月			冬期ジュニアスポーツ大会(フットサル・ドッジ ボール)
	1月	新春ウォーキング 剣道寒稽古		
	2月	公民館対抗ミニバレーボール大会		
3月	歌垣の郷ロードレース大会	ファミリーグラウンド・ゴルフ男女別大会 福富町桜まつり観桜ロードレース大会	さわやかハイキング	
容	2.各町の体育協会の概要			
		白 石 町	福 富 町	有 明 町
	<b>事務所</b>	白石町公民館内	福富町公民館内	有明町公民館内
	<b>事務局</b>	教育委員会 生涯学習課	教育委員会 教育課	教育委員会 生涯学習課
	<b>会費</b>	なし	1世帯あたり300円	なし
<b>運営</b>	理事会	常任理事会、理事会	常任理事会、理事会	
<b>事業費</b>	4,956,000円	3,750,000円	6,664,000円	

# 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		社会体育の取扱い	関係項目	体育指導委員について	
調整内容	調整の具体的内容		新町の体育指導委員会においては、種目別に専門部を設置する。		
	1.各町の体育指導委員の概要				
	白 石 町		福 富 町		有 明 町
	<b>定数</b> 16名		<b>定数</b> 10名		<b>定数</b> 12名
	<b>選任方法</b> 前任者からの推薦などにより選任し、町の各地域のバランスを考慮する。		<b>選任方法</b> 町内の各地域のバランス及び専門種目を考慮する。		<b>選任方法</b> 前任者からの推薦などにより選任し、町の各地域のバランスを考慮する。
	<b>任期</b> 2年間		<b>任期</b> 3年間		<b>任期</b> 2年間
	<b>報酬等</b> 年額 33,000円		<b>報酬等</b> 年額 33,000円		<b>報酬等</b> 年額 30,000円
<b>九州体育指導委員研究大会参加状況</b> 参加あり		<b>九州体育指導委員研究大会参加状況</b> 毎年参加（町補助金・隔年）		<b>九州体育指導委員研究大会参加状況</b> 毎年4名ずつ参加	
<b>町内での研修会・先進地視察研修等</b> 隔年ごとに実施		<b>町内での研修会・先進地視察研修等</b> 町社会体育計画立案及びニュースポーツ等の実技研修会		<b>町内での研修会・先進地視察研修等</b> 実施していない	

# 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		社会体育の取扱い		関係項目	社会体育施設の使用料について No.1			
調 整 内 容	1. 社会体育施設の使用料(多目的グラウンド・野球場・ソフトボール場)							
	(1) 多目的グラウンド・野球場・ソフトボール場							
	町名	施設名	区分			使用料		
			使用区分(1)	使用区分(2)	時間区分	町内	町外	
	白石町	中央公園自由広場	1面あたり		日の出～ 8:30	¥0	¥520	
					8:30～12:00	¥0	¥1,050	
					8:30～17:00	¥0	¥2,100	
					13:00～17:00	¥0	¥1,050	
					17:00～照明点灯	¥0	¥520	
					照明点灯～21:00	¥0	¥520	
照明全灯(1時間)					¥3,150	¥6,300		
照明半灯(1時間)					¥2,100	¥4,200		
福富町	福富町多目的運動広場	1面あたり		日の出～ 8:30	¥620	¥1,260		
				8:30～12:00	¥1,240	¥2,520		
				8:30～17:00	¥2,480	¥5,040		
				13:00～17:00	¥1,240	¥2,520		
				17:00～照明点灯	¥620	¥1,260		
福富町	福富町町民運動場	1面あたり		日の出～ 8:30	¥620	¥1,260		
				8:30～12:00	¥1,240	¥2,520		
				8:30～17:00	¥2,480	¥5,040		
				13:00～17:00	¥1,240	¥2,520		
				17:00～照明点灯	¥620	¥1,260		
有明町	有明町農民運動広場 有明町ふれあい運動公園	1面あたり		日の出～ 8:30	¥500	¥1,000		
				8:30～12:00	¥1,000	¥2,500		
				8:30～17:00	¥2,100	¥4,100		
				13:00～17:00	¥1,000	¥2,500		
				17:00～照明点灯	¥500	¥1,000		
				照明点灯～21:00	¥500	¥1,000		
				照明全灯(1時間)	¥2,600	¥4,600		
				照明半灯(1時間)	¥1,600	¥2,600		
有明町	有明町福佐山運動公園	1面あたり		日の出～ 8:30	¥300	¥600		
				8:30～12:00	¥600	¥1,200		
				8:30～17:00	¥1,500	¥3,000		
				13:00～17:00	¥600	¥1,200		
				17:00～照明点灯	¥300	¥600		
(2) ゲートボール場								
町名	施設名	区分			使用料			
		使用区分(1)	使用区分(2)	時間区分	町内	町外		
白石町	白石町中央公園ゲートボール場	1面あたり		8:30～12:30	¥0	¥100		
				13:00～17:00	¥0	¥100		
				8:30～17:00	¥0	¥210		
福富町	福富町ゲートボール場	1面あたり		8:30～12:30	¥840	¥1,680		
				13:00～17:00	¥840	¥1,680		
				8:30～17:00	¥1,785	¥3,570		
				17:00～19:00	¥420	¥840		
			駐車場		スポーツ使用		¥420	¥840
				スポーツ外使用	¥2,100	¥4,200		
福富町	福富町ふれあい広場ゲートボール場	1面あたり		8:30～12:30	¥840	¥1,680		
				13:00～17:00	¥840	¥1,680		
				8:30～17:00	¥1,785	¥3,570		
				17:00～19:00	¥420	¥840		

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		社会体育の取扱い			関係項目	社会体育施設の使用料について No.2					
調 整 内 容	(3) テニスコート										
	町名	施設名	区分			使用料					
			使用区分(1)	使用区分(2)	時間区分	町内	町外				
	白石町	白石町中央公園テニスコート	1コートあたり		2時間以内	¥0	¥210				
				夜間照明使用料		1時間あたり	¥520	¥1,050			
			福富町	福富町ふれあい広場テニスコート	1コートあたり	スポーツ使用	1時間あたり	¥100	¥210		
	スポーツ外使用	1時間あたり				¥520	¥1,050				
	有明町	有明町民運動公園テニスコート	1コートあたり	小中学生	1時間あたり	¥0	¥100				
				一般	1時間あたり	¥100	¥200				
			夜間照明使用料		1時間あたり	¥500	¥1,000				
(4) 弓道場											
町名	施設名	区分			使用料						
		使用区分(1)	使用区分(2)	時間区分	町内	町外					
有明町	有明町民運動公園弓道場(徹真館)	小中高生			¥0	¥200					
		一般			¥200	¥400					
(5) 社会体育館											
町名	施設名	区分			使用料						
		使用区分(1)	使用区分(2)	時間区分	町内	町外					
白石町	白石町社会体育館	スポーツ使用	全面あたり	9:00-12:00		¥840	¥1,680				
				12:00-17:00		¥1,360	¥2,720				
				17:00-22:00		¥4,720	¥9,440				
		スポーツ外使用	全面あたり	9:00-22:00		¥6,300	¥12,600				
				9:00-12:00		¥4,200	¥8,400				
				12:00-17:00		¥7,870	¥15,740				
福富町	福富町社会体育館	スポーツ使用	全面あたり	1時間あたり		¥520	¥1,040				
				1/2面あたり	1時間あたり	¥310	¥620				
				1時間あたり		¥2,620	¥5,240				
福富町	福富町社会体育館	スポーツ外使用	全面あたり	1時間あたり		¥2,620	¥5,240				
				1/2面あたり	1時間あたり	¥1,570	¥3,140				
		会議室 スポーツ使用		1時間あたり		¥100	¥200				
				1時間あたり		¥520	¥1,040				
		駐車場 スポーツ使用		1時間あたり		¥210	¥420				
				1時間あたり		¥1,050	¥2,100				
有明町	有明スポーツセンター	スポーツ使用	全面あたり	9:00-17:00		¥400	¥600				
				17:00-22:00		¥800	¥1,200				
		スポーツ外使用	全面あたり	9:00-17:00		¥750	¥1,125				
				17:00-22:00		¥1,500	¥2,250				

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		社会体育の取扱い			関係項目	社会体育施設の使用料について No.3	
調 整 内 容	(6) 学校体育館						
	町名	施設名	区 分			使 用 料	
			使用区分(1)	使用区分(2)	時間区分	町内	町外
	白石町	六角小学校体育館 白石小学校体育館 北明小学校体育館 須古小学校体育館 白石中学校体育館			9:00~22:00	¥0	¥0
						¥0	¥0
						¥0	¥0
						¥0	¥0
	福富町	福富中学校体育館	スポーツ使用		1時間あたり	¥520	¥1,040
			スポーツ外使用		1時間あたり	¥1,050	¥2,100
		福富小学校体育館	スポーツ使用		1時間あたり	¥630	¥1,260
			スポーツ外使用		1時間あたり	¥1,260	¥2,520
	有明町	有明中学校体育館 有明東小学校体育館 有明西小学校体育館 有明南小学校体育館			9:00~17:00	¥200	
					17:00~22:00	¥400	

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

( 第5回協議会 [平成16年1月15日] ) 提出

( 第5回協議会 [平成16年1月15日] ) 確認

協定項目	人権、同和教育の取扱い
調整の内容	人権、同和教育関係事業については、新町において調整し実施する。

協定項目	人権、同和教育の取扱い	関係項目	人権、同和教育の取扱い					
調	1. 人権相談の状況							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>白石町</th> <th>福富町</th> <th>有明町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○特設人権相談所 委員数 3名 年 12回</td> <td>○特設人権相談所 委員数 3名 年 4回</td> <td>○特設人権相談所 委員数 3名 年 4回</td> </tr> </tbody> </table>	白石町	福富町	有明町	○特設人権相談所 委員数 3名 年 12回	○特設人権相談所 委員数 3名 年 4回	○特設人権相談所 委員数 3名 年 4回	
白石町	福富町	有明町						
○特設人権相談所 委員数 3名 年 12回	○特設人権相談所 委員数 3名 年 4回	○特設人権相談所 委員数 3名 年 4回						
整	2. 同和教育の推進							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>白石町</th> <th>福富町</th> <th>有明町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     推進事業                      ・県作成パンフレットの全戸配布                      ・強調月間中のポスター、横断幕掲示                      ・研修会への職員の参加                      ・成人学級での研修                      ・分館長会での研修                      ・人権教育推進事業（団体別人権教室）                      ・家庭教育学級の中での人権学習                      ・広報紙の作成、配布                      ・県養成講座による指導者育成事業                      ・各種団体の研修会への参加                      ・同和教育教員研修の開催                      ・人権作文の募集                      ・同和教育担当者会議の開催                      ・人権集会・教室の開催                      ・差別意識調査の実施と研究                 </td> <td>                     推進事業                      ・県作成パンフレットの全戸配布                      ・強調月間中のポスター、横断幕掲示                      ・研修会への職員の参加                      ・成人学級での研修                      ・分館長会での研修                      ・市町村人権教育推進事業（地区別人権教室）                      ・福富町人権教室                      ・家庭における人権啓発事業                      ・県養成講座による指導者育成事業                      ・研修会への各種団体の参加                      ・人権総合学習の実施                      ・広報紙の作成、配布                      ・人種・同和問題に関する読み聞かせ                      ・人権擁護対策委員会設置                      ・同和教育教員研修の開催                      ・人権作文の募集                      ・同和教育担当者会議の開催                      ・人権集会・教室の開催                      ・差別意識調査の実施と研究                 </td> <td>                     推進事業                      ・県作成パンフレットの全戸配布                      ・強調月間中のポスター、横断幕掲示                      ・研修会への職員の参加                      ・成人学級での研修                      ・分館長会での研修                      ・人権教育推進事業（団体別人権教室）                      ・家庭教育学級の中での人権学習                      ・広報紙の作成、配布                      ・県養成講座による指導者育成事業                      ・各種団体の研修会への参加                      ・同和教育教員研修の開催                      ・人権作文の募集                      ・同和教育担当者会議の開催                      ・人権集会・教室の開催                      ・差別意識調査の実施と研究                 </td> </tr> </tbody> </table>	白石町	福富町	有明町	推進事業 ・県作成パンフレットの全戸配布 ・強調月間中のポスター、横断幕掲示 ・研修会への職員の参加 ・成人学級での研修 ・分館長会での研修 ・人権教育推進事業（団体別人権教室） ・家庭教育学級の中での人権学習 ・広報紙の作成、配布 ・県養成講座による指導者育成事業 ・各種団体の研修会への参加 ・同和教育教員研修の開催 ・人権作文の募集 ・同和教育担当者会議の開催 ・人権集会・教室の開催 ・差別意識調査の実施と研究	推進事業 ・県作成パンフレットの全戸配布 ・強調月間中のポスター、横断幕掲示 ・研修会への職員の参加 ・成人学級での研修 ・分館長会での研修 ・市町村人権教育推進事業（地区別人権教室） ・福富町人権教室 ・家庭における人権啓発事業 ・県養成講座による指導者育成事業 ・研修会への各種団体の参加 ・人権総合学習の実施 ・広報紙の作成、配布 ・人種・同和問題に関する読み聞かせ ・人権擁護対策委員会設置 ・同和教育教員研修の開催 ・人権作文の募集 ・同和教育担当者会議の開催 ・人権集会・教室の開催 ・差別意識調査の実施と研究	推進事業 ・県作成パンフレットの全戸配布 ・強調月間中のポスター、横断幕掲示 ・研修会への職員の参加 ・成人学級での研修 ・分館長会での研修 ・人権教育推進事業（団体別人権教室） ・家庭教育学級の中での人権学習 ・広報紙の作成、配布 ・県養成講座による指導者育成事業 ・各種団体の研修会への参加 ・同和教育教員研修の開催 ・人権作文の募集 ・同和教育担当者会議の開催 ・人権集会・教室の開催 ・差別意識調査の実施と研究	
白石町	福富町	有明町						
推進事業 ・県作成パンフレットの全戸配布 ・強調月間中のポスター、横断幕掲示 ・研修会への職員の参加 ・成人学級での研修 ・分館長会での研修 ・人権教育推進事業（団体別人権教室） ・家庭教育学級の中での人権学習 ・広報紙の作成、配布 ・県養成講座による指導者育成事業 ・各種団体の研修会への参加 ・同和教育教員研修の開催 ・人権作文の募集 ・同和教育担当者会議の開催 ・人権集会・教室の開催 ・差別意識調査の実施と研究	推進事業 ・県作成パンフレットの全戸配布 ・強調月間中のポスター、横断幕掲示 ・研修会への職員の参加 ・成人学級での研修 ・分館長会での研修 ・市町村人権教育推進事業（地区別人権教室） ・福富町人権教室 ・家庭における人権啓発事業 ・県養成講座による指導者育成事業 ・研修会への各種団体の参加 ・人権総合学習の実施 ・広報紙の作成、配布 ・人種・同和問題に関する読み聞かせ ・人権擁護対策委員会設置 ・同和教育教員研修の開催 ・人権作文の募集 ・同和教育担当者会議の開催 ・人権集会・教室の開催 ・差別意識調査の実施と研究	推進事業 ・県作成パンフレットの全戸配布 ・強調月間中のポスター、横断幕掲示 ・研修会への職員の参加 ・成人学級での研修 ・分館長会での研修 ・人権教育推進事業（団体別人権教室） ・家庭教育学級の中での人権学習 ・広報紙の作成、配布 ・県養成講座による指導者育成事業 ・各種団体の研修会への参加 ・同和教育教員研修の開催 ・人権作文の募集 ・同和教育担当者会議の開催 ・人権集会・教室の開催 ・差別意識調査の実施と研究						
内								
容								

## 白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		人権、同和教育の取扱い		関係項目	人権、同和教育の取扱い	
		白石町	福富町		有明町	
調 整 内 容	<p><b>白石町人権擁護に関する条例</b></p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、町民一人ひとりが人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(町の責務)</p> <p>第二条 町は、前条の目的を達成するため必要な施策について積極的に取り組み、人権意識の高揚を図るものとする。</p> <p>(町民の役割)</p> <p>第三条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>(施策の推進)</p> <p>第四条 町は、基本的人権を擁護し、心豊かな社会を形成するために、行政のあらゆる分野で必要な施策を推進するものとする。</p> <p>(啓発活動)</p> <p>第五条 町は、人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、各種団体等との密接な連携による啓発活動を推進し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会づくりに努めるものとする。</p> <p>(推進体制)</p> <p>第六条 町は、人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県をはじめ関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第七条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に町長が定める。</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p><b>福富町人権擁護に関する条例</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、町民1人ひとりが、人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、心豊かな明るく住みよい福富町の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(町の責務)</p> <p>第2条 町は、前条の目的を達成するために必要な施策について積極的に取り組み、人権意識の高揚を図るものとする。</p> <p>(町民の役割)</p> <p>第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>(施策の維持等)</p> <p>第4条 町は、基本的人権を擁護し、心豊かな社会を形成するために、行政のあらゆる分野で必要な施策を推進するものとする。</p> <p>(啓発活動)</p> <p>第5条 町は、人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、各種団体及び企業・事業者等と密接な連携による啓発活動を推進し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会づくりに努めるものとする。</p> <p>(推進体制)</p> <p>第6条 町は、人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県をはじめ関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p><b>有明町人権擁護に関する条例</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に基づき、人権の侵害をなくし、人権の擁護を図るために必要な事項を定めることにより、人権を基調とする明るく住みよい有明町の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(町の責任)</p> <p>第2条 町は、前条の目的を達成するため必要な施策について積極的に取り組み人権意識の高揚を図るものとする。</p> <p>(町民の役割)</p> <p>第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>(施策の推進等)</p> <p>第4条 町は、基本的人権を擁護し、心豊かな社会を形成するために、行政のあらゆる分野で必要な施策を推進するものとする。</p> <p>(啓発活動)</p> <p>第5条 町は、人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、各種団体及び企業・事業者等との密接な連携による啓発活動を推進し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会づくりに努めるものとする。</p> <p>(推進体制)</p> <p>第6条 町は、人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県をはじめ関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>			

# 新町まちづくり計画（案）

（新町建設計画）



白石・福富・有明3町合併協議会



# 新町まちづくり計画 目次

<b>第1章 序論</b>	1
1 合併の必要性	1
(1) 地方分権時代への対応	1
(2) 少子高齢化社会への対応	1
(3) 日常生活圏拡大への対応	2
(4) 多様化する住民ニーズへの対応	2
(5) 厳しい財政状況への対応	2
2 計画策定の方針	3
(1) 計画の趣旨	3
(2) 計画の構成	3
(3) 計画の期間	3
(4) その他	3
<b>第2章 新町の概況</b>	4
1 位置と地勢	4
2 気候	5
3 面積	5
4 人口と世帯	5
<b>第3章 主要指標の見通し</b>	6
1 人口	6
(1) 総人口	6
(2) 年齢別人口	6
(3) 就業人口	7
2 世帯	8
<b>第4章 新町建設の基本方針</b>	9
1 新町建設の基本理念	9
2 新町の将来像	10
3 将来像を達成するための基本方針	12
4 土地利用	18
5 地域別整備の方針	18
<b>第5章 新町の基本施策</b>	21
将来像(1) ゆとりある快適な住みよいまち	21
1 生活基盤の充実	21
(1) 計画的な土地利用の推進	21
(2) 住宅対策の充実	21
(3) 上水道の整備	21
(4) 下水道等の整備	21
2 自然環境との調和と共存	22
(1) 環境衛生の充実と循環型社会への対応	22
(2) 公園・緑地・水辺環境の整備	22
3 災害に強く安全・快適な生活環境の整備	22
(1) 災害・公害対策の充実	22
(2) 消防・救急体制の充実	22
(3) 交通安全・防犯対策の充実	22

4 体系的な交通網の整備・充実	23
(1) 道路網の整備	23
(2) 交通体系の整備	23
5 情報通信ネットワークの整備・充実	23
(1) 情報通信基盤の整備	23
(2) ネットワークの有効活用	23
将来像(2) 健やかで安心できるやさしいまち	26
1 子育て支援の充実	26
(1) 仕事と家庭の両立支援	26
(2) 母(父)子福祉の充実	26
2 高齢者・障害者福祉の充実	26
(1) 高齢者福祉の充実	26
(2) 障害者福祉の充実	26
3 保健・医療体制の充実	27
(1) 健康づくり対策の充実	27
(2) 地域医療体制の充実	27
4 地域で支える福祉の充実	27
(1) 地域福祉の推進	27
(2) 安心なまちなみづくりの推進	27
5 社会保障の充実	27
(1) 低所得者福祉の充実	27
(2) 年金・保険事業の安定運営	27
6 人権の尊重	28
(1) 人権対策の推進	28
(2) 男女共同参画社会の推進	28
将来像(3) 活気と魅力のある豊かなまち	30
1 農林水産業の振興	30
(1) 農業の振興	30
(2) 林業の振興	30
(3) 水産業の振興	30
2 商工業の振興	30
(1) 商業の振興	30
(2) 工業の振興	30
3 観光の振興	31
(1) 観光の振興	31
4 新たな地域活力の創出	31
(1) 新たな地域活力の創出	31
将来像(4) 個性豊かな人と文化を育むまち	33
1 個性豊かで優れた人材の育成	33
(1) 幼児教育の充実	33
(2) 学校教育の充実	33
(3) 青少年の健全育成	33
(4) 地域リーダーの育成	33
2 生涯学び楽しめる環境の充実	33
(1) 生涯学習の推進	33
(2) スポーツ・レクリエーションの振興	33
3 地域文化の伝承と新たな魅力の創造	34
(1) 芸術・文化の振興	34
(2) 歴史・文化財の保存・継承	34

将来像（５）参加と交流で築く開かれたまち	36
1 参加と交流の促進	36
（１）地域活動の推進	36
（２）協働体制の確立	36
（３）地域間交流の推進	36
2 健全な行財政運営の推進	36
（１）効率的で円滑な行財政の運営	36
（２）広域行政の充実	36
<b>第 6 章 新町における佐賀県事業の推進</b>	39
1 県事業の推進	39
2 新町における佐賀県事業	39
<b>第 7 章 公共施設の統合整備</b>	40
<b>第 8 章 財政計画</b>	41
1 前提条件	41
2 歳入	41
3 歳出	42

## 第1章 序論

白石・福富・有明3町では、干拓特有の肥沃な土壌条件と広大な農地を生かした農産物の生産が盛んで、豊潤な有明海で養殖される海苔と共に全国的にも有名になっています。

3町は古くから結びつきが強く、通勤・通学、消費行動など、住民の日常な生活行動は行政区域を越え密接な関係にあります。また、少子高齢化の進行や地方分権などの社会変化に対応する必要があることから、合併に向けての議論が活発に行われるようになり、平成15年11月に3町による合併を進めるため「白石・福富・有明3町合併協議会」を発足しました。

### 1 合併の必要性

#### (1) 地方分権時代への対応

地方分権の推進により、国、県、町のそれぞれの役割と責任の所在が明確となり、地域の実情やニーズにあったサービスの提供が迅速かつ効率的にできるようになってきました。一方で、自治体には自己決定・自己責任能力をより一層向上することが求められています。

このため、合併により専門の人材の育成や問題に即応できる組織の構築、職員の政策立案能力の向上や個性的な地域社会を構築するための企画部門の拡充など、行政能力、組織を強化することが必要となっています。

#### (2) 少子高齢化社会への対応

白石・福富・有明3町では、特に高齢化が全国及び佐賀県の平均を上回るスピードで進んでいます。また、出生率の低下等により人口も減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くと考えられます。

高齢化の進行は、介護等に係る人材確保、高齢者単独世帯への生活支援の拡充、福祉・保健専門職員の確保など、福祉・保健面での行政需要を大幅に増加させることとなります。また、少子化は、生産年齢人口の減少を招くこととなり、地域社会の活力も低下することが懸念されます。

このため、合併によって財政基盤を強化し、住民のニーズにあった効果的な施設整備など子育て環境の充実、高齢社会に対応した体制・組織づくりが必要となっています。

### (3) 日常生活圏拡大への対応

交通手段の発達により、住民の日常生活圏は昔と比べると格段に広がっています。白石・福富・有明3町においても、平成12年の国勢調査では、常住人口の約4分の1が町外に通勤・通学しています。加えて、日常の買い物や多様化するレジャーについても同様の状況にあり、地域住民の行動範囲は急激な拡大をみせ、現在の市町村の区域を越えたものとなっています。

こうした中、現在の町単位で施策・事業を展開することは実効性が乏しく、住民の行動範囲に対応した広域的で効果的なまちづくりを推進することが必要となっています。

### (4) 多様化する住民ニーズへの対応

住民のライフスタイルや価値観の多様化、IT等による技術革新の進展などに伴い、住民が求める行政サービスも多様化、高度化しています。また、高度情報化や国際化への対応、環境問題への対応など新たな行政課題が山積しています。

これらの行政課題には各町が単独で対応していくには困難なものが多く、合併により総合的な施策の企画と実施、専門的職員の育成や弾力的配置、効率的な公共施設の活用や財政基盤の強化などの総合的な行財政力の強化を図ることが必要となっています。

### (5) 厳しい財政状況への対応

国と地方を併せた借入金残高は平成15年度末で約686兆円と見込まれています。また、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少や長引く景気低迷などにより、税収の伸びも見込めない状況にあることから、国、地方ともにこれまで以上に効率的な行財政運営に努める必要に迫られています。

白石・福富・有明3町においても、財政収入の基盤である地方税は、経済状況が先行き不透明なことを考えると大幅な税収増が見込めない状況です。また、地方交付税についても、年々減少しており、3町の財政状況はたいへん厳しくなっています。

このため、合併によって人件費をはじめとする経常経費の削減や事務事業の統合・効率化により経費を削減するとともに、施設の統合化等を進めることにより、より一層の効率的な行財政運営を行っていくことが必要となっています。

## 2 計画策定の方針

### (1) 計画の趣旨

本計画は、白石町、福富町、有明町が合併して新町を建設していくための基本方針を定め、これに基づく計画的な施策及び主要事業を定めてその実現を図ることにより、3町の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るものです。

なお、新町の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、新町において策定する基本構想、基本計画などに委ねるものとします。

### (2) 計画の構成

本計画は、新町のまちづくりを進めていくための「新町建設の基本方針」、その基本方針の実現に向けた「新町の基本施策」、計画期間中の財政状況を推計した「財政計画」を中心として構成します。

### (3) 計画の期間

各施策における主要事業及び財政計画は、平成17年度から平成26年度までとします。

### (4) その他

新町の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとします。

## 第2章 新町の概況

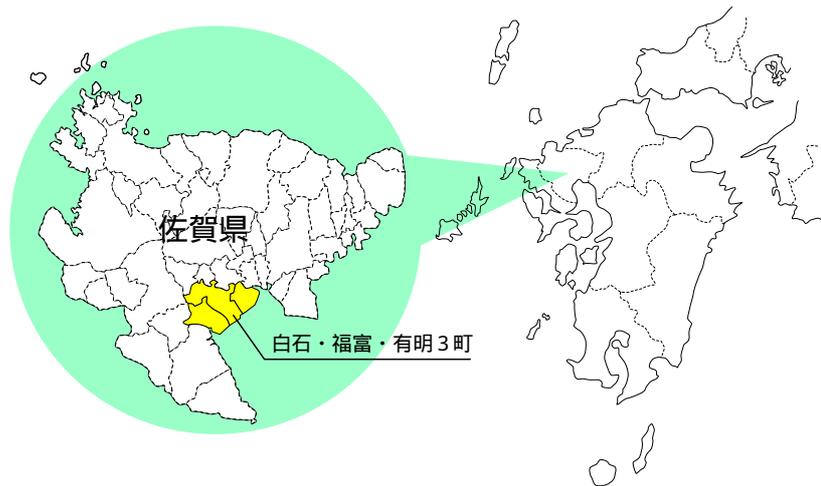
### 1 位置と地勢

新町は、佐賀県の南西部、佐賀市中心部から 25km 圏内に位置し、北は六角川を境に大町町、江北町、芦刈町に、西は武雄市、北方町及び塩田町に、南は塩田川を境に鹿島市に接し、東南部は有明海に面しています。

町西方の杵島山系から東方へ広がる広大な白石平野は、古く弥生時代から自然陸化し、中世より現代まで幾多の干拓事業で造成された土地です。特色としては粘質土壌で、米・麦、野菜、施設園芸等の農業好適地帯となっています。

また、六角川や塩田川をはじめとする川は、地域にうるおいを与えながら、宝の海とも言われる有明海に注いでいます。

このように新町全体をみると、山と平野、川と海といった美しく個性豊かな自然が一体として揃っています。



## 2 気候

年平均気温は 16.3（白石 平成 14 年観測分）で、冬の平坦地は北西の季節風が北部山地を越えて吹き寄せるため寒気が感じられますが、全体としては温暖な気候となっています。

降水量は夏季に多く冬季に少なくなっており、年間総降雨量は 1,456 mm（白石 平成 14 年観測分）で佐賀県の平均よりも少ない状況です。

## 3 面積

新町の面積は 99.46k m<sup>2</sup>となり、県全体の約 4.1%を占めています。民有地の土地利用状況(平成 13 年 1 月 1 日現在:佐賀県統計年鑑資料)は、田が 73.9%、畑が 11.3%、宅地が 7.5%、山林が 5.5%となっています。

## 4 人口と世帯

平成 12 年の国勢調査での人口は 28,393 人となっており、平成 2 年の 30,539 人と比べると 2,146 人(7.0%)の減となっています。

世帯数については、平成 2 年の 7,352 世帯が平成 12 年には 7,382 世帯に増加しており、1 世帯当たりの人口は減少しています。

年齢階層別人口割合と産業別就業人口割合について、平成 2 年と平成 12 年の状況を比較すると下表のようになります。

年齢階層別人口割合

	平成2年	平成7年	平成12年
年少人口割合	19.6%	18.1% ( )	16.4% ( )
生産年齢人口割合	61.9%	59.5% ( )	57.9% ( )
老齢人口割合	18.5%	22.4% ( )	25.7% ( )

産業別就業人口割合

	平成2年	平成7年	平成12年
第 1 次産業従事者割合	38.9%	35.3% ( )	33.1% ( )
第 2 次産業従事者割合	19.5%	20.9% ( )	20.4% ( )
第 3 次産業従事者割合	41.6%	43.8% ( )	46.5% ( )

年少人口：0～14 歳、生産年齢人口：15～64 歳、老齢人口：65 歳以上  
平成 7 年、12 年の( )は、平成 2 年、7 年それぞれとの割合と比較した  
上昇( )・下降( )を示す。

### 第3章 主要指標の見通し

#### 1 人口

##### (1) 総人口

白石・福富・有明3町の人口を合わせると2万8千人程度となり、現状では佐賀市、唐津市、鳥栖市、伊万里市、武雄市、鹿島市に次ぐ規模になります。

このように、合併することで、これまで以上に幅広くかつ専門的な公共サービスを展開できる自主的・自立的な町が誕生することになります。

しかしながら、人口は減少傾向にあり、現在の水準で推移していくとグラフ1のとおり平成22年には2万5千人台、平成27年には約2万4千人になると予測されます。

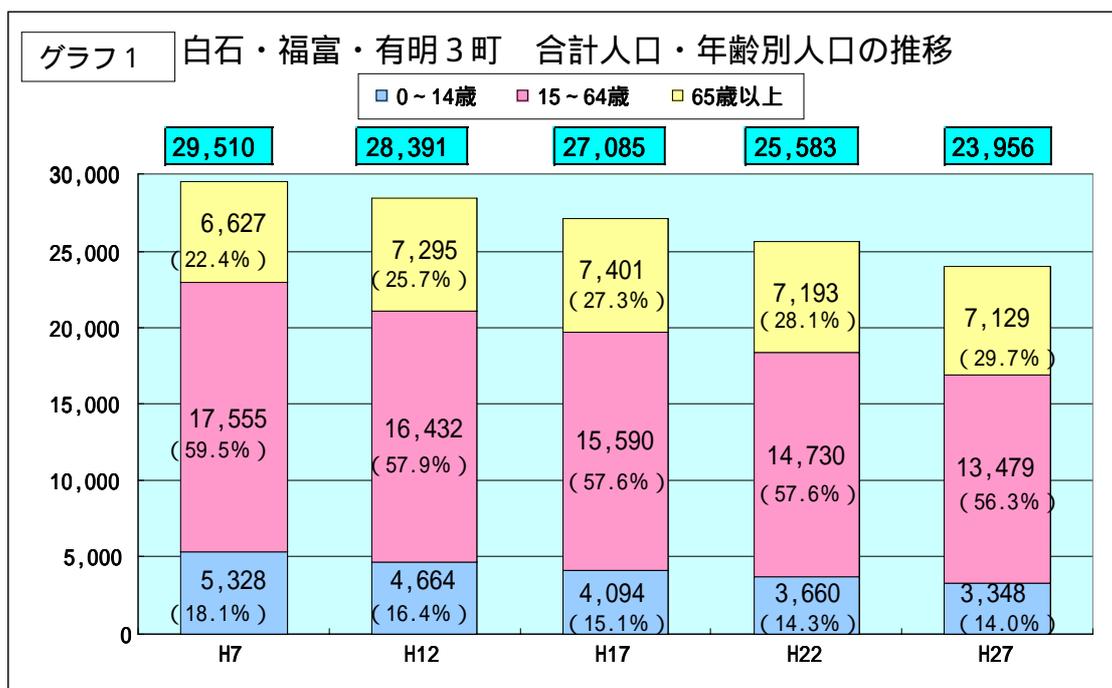
新町においては、合併による地域のイメージアップを図りながら、子育て支援など、各種施策を効果的に推進することにより人口減少の歯止めを努めます。

##### (2) 年齢別人口

新町の年齢別人口については、階層ごとにグラフ1のとおり推移するものと予測されます。

年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)については、人口、構成比ともに減少を続けるものと見込まれます。

高齢人口(65歳以上)については、平成22年から人口は減少するものの、構成比については増加の一途にあり、近年の全国的な高齢化の進展と同様の推移になっています。

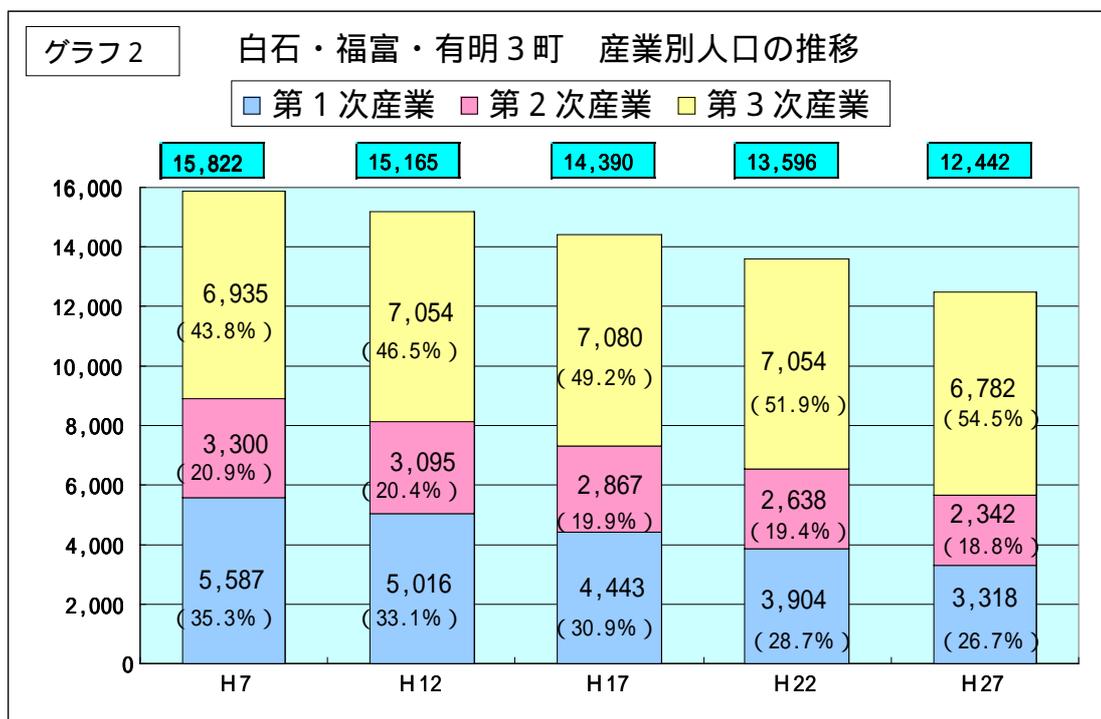


1 この見通しは、平成7~12年の国勢調査の人口をベースに推計したが、平成12年は年齢不詳者(2名)を含んでいないため、5ページの人口総数と合わない。  
 2 人口・年齢階層別人口：コーホート要因法をベースに推計した。

### (3) 就業人口

就業人口については、グラフ2のとおり総人口の減少に伴い減少傾向にあります。就業率についてはほぼ横ばい状態だと推測されます。産業別人口では、第1次産業の著しい減少が目立ち、平成12年の33.1%から、平成27年には26.7%になるものと見込まれます。第2次産業は微減傾向にあります。

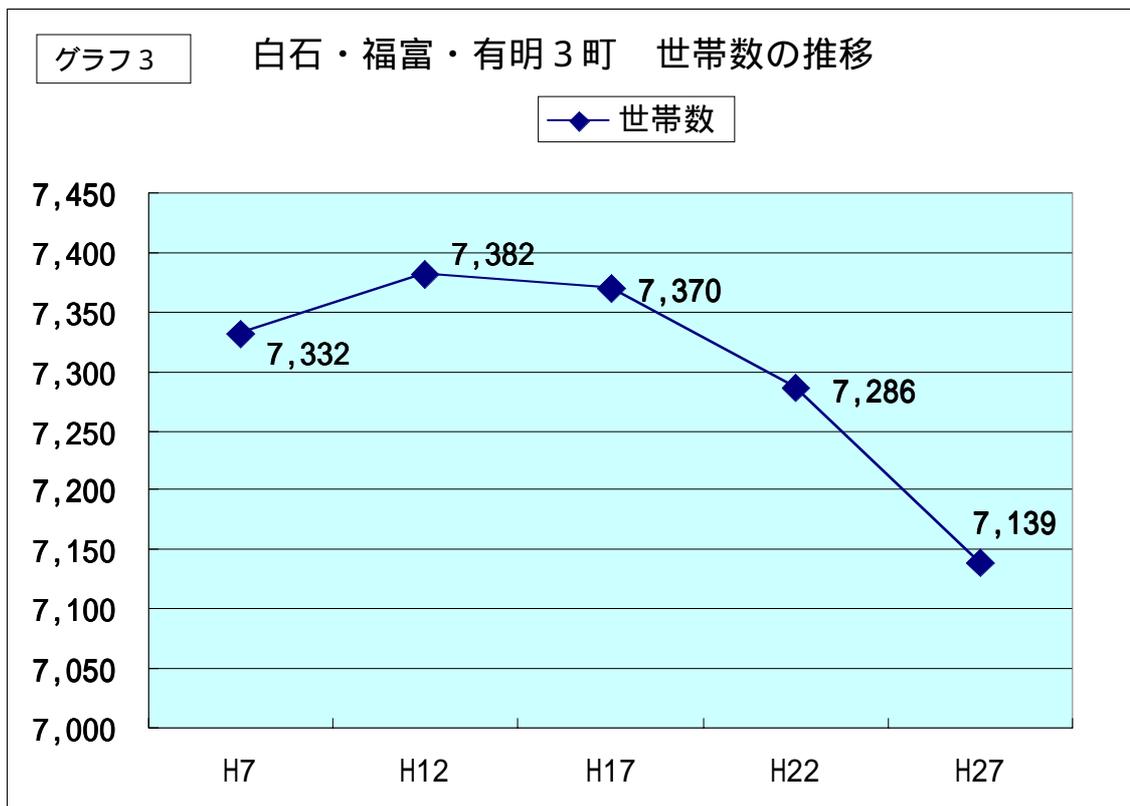
対して、第3次産業については増加傾向にあり、平成12年の46.5%から、平成27年には54.5%にまで上昇すると推測されます。



1 就業人口・産業別就業人口の見通しは、平成7と12年の国勢調査の人口をベースに、一次回帰直線法により推計した。

## 2 世帯

世帯については、核家族化がさらに進行すると考えられるものの、1世帯あたりの人員が微減傾向にあることから、グラフ3のとおり平成12年の7,382世帯から、平成27年には7,139世帯まで減少すると推測されます。



世帯数：H7とH12の国勢調査の世帯数をベースに一次回帰直線法による1世帯あたりの人員の予測を行った。  
各年の世帯数は、(各年推定人口÷各年推定世帯人員)により算出。

## 第4章 新町建設の基本方針

### 1 新町建設の基本理念

## 『人と大地が うるおい 輝く 豊穡のまち』

新町では、「地域の一体化」と「地域全体の発展」という新たな視点からまちづくりを推進していくことが重要となります。

### 人

子どもたちの心豊かで健やかな成長を支援するとともに、子どもからお年寄りまで誰もが生涯にわたる健康を維持し、いきいきと暮らすことのできるまち

### 大地

杵島山、白石平野、有明海などの恵まれた自然環境の保全に努めながら、人々の生活と自然が共生するまち

### うるおい輝く

地域の基幹産業である農業、水産業、商業の振興による活力のあるまち

このことを基本的な視点として、『人間（人）と自然環境（大地）が共生し、快適で豊かなうるおいを持つまちづくりを行い、さらに、人・物・情報の積極的な交流を深めることによって、ますます **輝く 豊穡のまち**』を基本理念とします。

## 2 新町の将来像

上記のような新町建設の基本理念を基にした具体的な新しいまちの将来像を次のように設定します。

### 将来像（１）ゆとりある快適な住みよいまち

自然を大切に守り育てる仕組みを整えるとともに、資源循環型社会の実現を目指し、省エネルギーやリサイクル活動などを推進します。

また、新町の一体化を強化するために道路網の整備や高度情報化を推進し、住民生活の利便性を高め、誰もが安心して、心にゆとりとuringおいをもって生活できるような、美しく快適な住みよいまちを目指します。

### 将来像（２）健やかで安心できるやさしいまち

保健・福祉・医療の連携を強化し、きめ細かい保健福祉施策を推進します。

将来を担う子どもたちを安心して健やかに育てることができる環境づくりと高齢者や障害者がいきいきと生活できるまちづくりに努め、すべての人の人権が尊重され、しあわせな生活をおくることができる社会の実現を目指します。

### 将来像（３）活気と魅力のある豊かなまち

地域特性を生かした農林水産業・商工業の振興を図ります。

また、特産加工品の創造など付加価値づくりに取り組み、新たな地域の活力を創出します。

さらに、各種観光施設の充実、整備やネットワークを拡充するとともに、効果的なPRに努め、県内外からの集客力を高めることで、活気と魅力あるまちを目指します。

## 将来像（４）個性豊かな人と文化を育むまち

住民だれもが生きがいを見だし、かつその人ならではの創造性を輝かせることができるよう生涯学習を積極的に推進します。

そのために、将来を担う幼児や児童・生徒を、個性豊かにのびのびと育む環境を整えるとともに、子どもから高齢者まで、生涯学ぶ姿勢を支援する各種施策や地域イベントを推進します。また、それぞれの地域の歴史や伝統・文化を次世代に継承するとともに、新たな地域文化の創造に努めます。

## 将来像（５）参加と交流で築く開かれたまち

住みよい新しい町をつくるため、一人ひとりが開かれた明日の郷土を築くという意識を持ち、住民と行政が共に考え、共に行動することができる仕組みを整え、住民主役のまちづくりを推進します。

また、社会構造や生活形態の変化に伴い、多様化・複雑化する住民ニーズに対応できる行政組織の構築と効率的な財政運営に努めます。

### 3 将来像を達成するための基本方針

#### 将来像(1) ゆとりある快適な住みよいまち

##### 1 生活基盤の充実

地域の発展や住民生活の基盤となる土地の適正かつ計画的な利用に努めます。

また、住宅・上下水道などの生活基盤を整備することで、魅力ある住環境を提供し定住を促進します。

##### 2 自然環境との調和と共存

地域の貴重な環境資源である有明海や農地、杵島山などの恵まれた自然環境を次世代に引き継ぐため、自然環境と共生した循環型社会を構築し、魅力ある居住環境を守ります。

##### 3 災害に強く安全・快適な生活環境の整備

災害に強いまちをつくとともに、消防・救急体制、交通安全体制などの充実・強化を図り、安全で快適なまちづくりを推進します。

##### 4 体系的な交通網の整備・充実

公共交通機関の充実を図るとともに、広域幹線道路である国道・県道の改良整備に努めます。

また、新町内の幹線道路や集落を連結する生活道路などその性質に応じた道路を整備し、利便性の高い交通ネットワークを構築します。

##### 5 情報通信ネットワークの整備・充実

情報通信ネットワークを整備し、行政との情報のやりとり、産業振興など様々な面での活用を図り住民サービスの向上を図ります。

## 将来像（２）健やかで安心できるやさしいまち

- 1 子育て支援の充実  
少子化が進む中、子どもを安心して育てられる環境を整え、地域が一体となって子育てを支援する体制づくりに努めます。
- 2 高齢者・障害者福祉の充実  
高齢者や障害者に適切なサービスを提供する体制を整え、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりに努めます。
- 3 保健・医療体制の充実  
住民だれもが健康でいきいきとした生活を送れるよう健康づくりの推進や地域医療体制の充実に努めます。
- 4 地域で支える福祉の充実  
保健・福祉・医療の各機関をはじめ、各種団体などとの連携を図りながら、地域が一体となって支え合う体制づくりに努めます。
- 5 社会保障の充実  
低所得者の経済的自立と生活の安定のため、相談等の体制づくりに努めます。  
また、年金・保険事業の適切な運営に努めます。
- 6 人権の尊重  
男女が、家庭・地域・職場などあらゆるところで、平等で自由に参加し、お互いに協力しあえる男女共同参画社会の形成を推進するとともに、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに努めます。

## 将来像（３）活気と魅力のある豊かなまち

### 1 農林水産業の振興

基幹産業である第1次産業の振興を図るため、生産基盤の整備を図るとともに、経営感覚に優れた担い手の育成、加工・流通体系の確立などを図ります。

### 2 商工業の振興

消費者ニーズに対応したサービスの展開や個性的な店づくりを支援し、魅力ある商業の充実と活性化を図ります。

また、就労の場を確保するため、地場産業の振興を図るとともに、企業誘致を行い、地域経済の活性化を推進します。

### 3 観光の振興

観光の拠点づくりに努めるとともに、観光資源のネットワーク化を図ることでその魅力を高め、県内外からの集客力を高めます。

### 4 新たな地域活力の創出

産業の垣根を越えたネットワーク化を図り、特産加工品の開発などにより、地域の新たな活力の創出に努めます。

## 将来像（４）個性豊かな人と文化を育むまち

### 1 個性豊かで優れた人材の育成

生涯学習の出発点である幼児教育及び生きる力を培う学校教育の充実を図り、社会に貢献する人づくりを推進します。

また、学校、家庭、地域が一体となって健全な青少年の育成を図る体制を整えます。

さらに、幅広い体験と広い視野を身につけ、国際化や情報化など変化の時代に対応できる人材の育成を図ります。

### 2 生涯学び楽しめる環境の充実

コミュニティ施設やスポーツ施設等を整備し、だれもが生涯にわたり学び楽しめる環境の充実を図ります。

### 3 地域文化の伝承と新たな魅力の創造

これまで培われてきた地域の伝統・文化を損なうことなく積極的に保存・継承するとともに、新しい文化の創造に向けての活動を支援し、地域の魅力を高めます。

## 将来像（５）参加と交流で築く開かれたまち

### 1 参加と交流の促進

地域の課題に積極的に取り組む活動を支援するとともに、リーダーの育成に努めます。

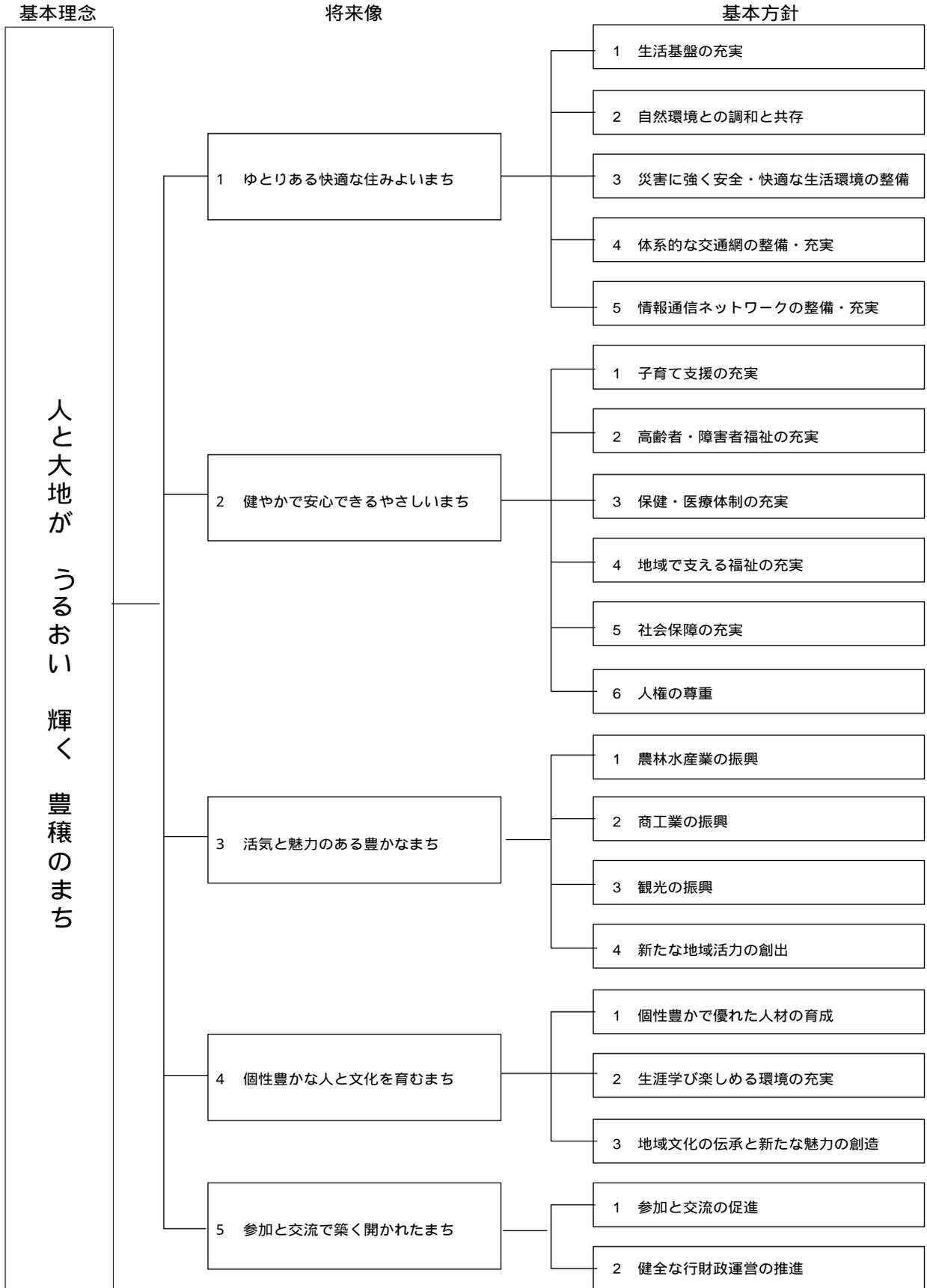
また、情報公開の推進により行政の透明化を図り、諸施策について住民が主体的に参画できるまちづくりを推進します。

さらに、国際交流を含めた地域間交流を促進し、地域の新たな魅力づくりに努めます。

### 2 健全な行財政運営の推進

住民のニーズが多様化・複雑化する中、これらに対応する組織機構の整備や、今後の社会経済情勢の変化に対応できる財政基盤の強化に努めます。

【まちづくりの体系図】



## 4 土地利用

新町は、平坦部の農用地地域と自然環境に恵まれた周辺部で構成されています。

今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用の調和を図りながら、適正かつ計画的な土地利用に努めるものとします。また、今後の道路整備計画の具体化など情勢の変化に的確に対応することとします。

この方針を実現するため、新町の国土利用計画の策定を始め、土地利用関係諸法の適切な運用を図ることとします。新町においても、地域の均衡ある発展を促し、地域間格差が生じないように地域の個性・特性を土地利用に反映させることを基本とします。

## 5 地域別整備の方針

白石・福富・有明3町はそれぞれ独自の文化・歴史を持っており、その地域性についても十分考慮する必要があります。

そこで、合併前の各町施策との連続性・継続性を十分に踏まえ、各地域特性を生かした振興策を推進するため新町全体を次の4つのゾーンに区分します。

### (1) 人ともものとのにぎわいゾーン

新町の幹線道路となる国道207号と県道武雄福富線の沿線には、店舗等の集積が進んでいます。また、この地域には公共施設や住宅が集中し、生活拠点地域を形成しています。

これらのことから、この地域を「人ともものとのにぎわいゾーン」とし、広域幹線道路である国道・県道の改良整備を進め、商業機能の強化を図るとともに、下水道の整備など魅力ある居住環境の提供に努めます。

### (2) 食とくらしの快適ゾーン

この地域は、白石平野の恵まれた自然条件を生かして農業が基幹産業として発展してきました。また、白石平野に広がる田園風景は新町の地域資源の一つになります。

これらのことから、この地域を「食とくらしの快適ゾーン」とし、自然あふれる田園風景を守りながら、道路、下水道などの生活環境・住環境の整備に努めます。

また、優良農地の保全と担い手の育成に努め、より安全で安心な農産物を生産・供給できる体制を整備し、地産地消の推進と北部九州の食糧生産基地として農業の活性化に努めます。

### ( 3 ) まえうみ ( 有明海 ) とのふれあいゾーン

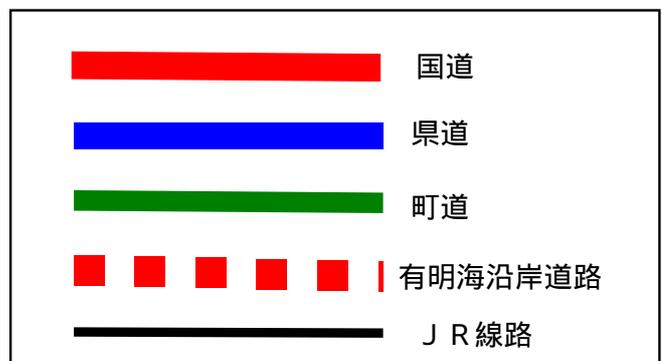
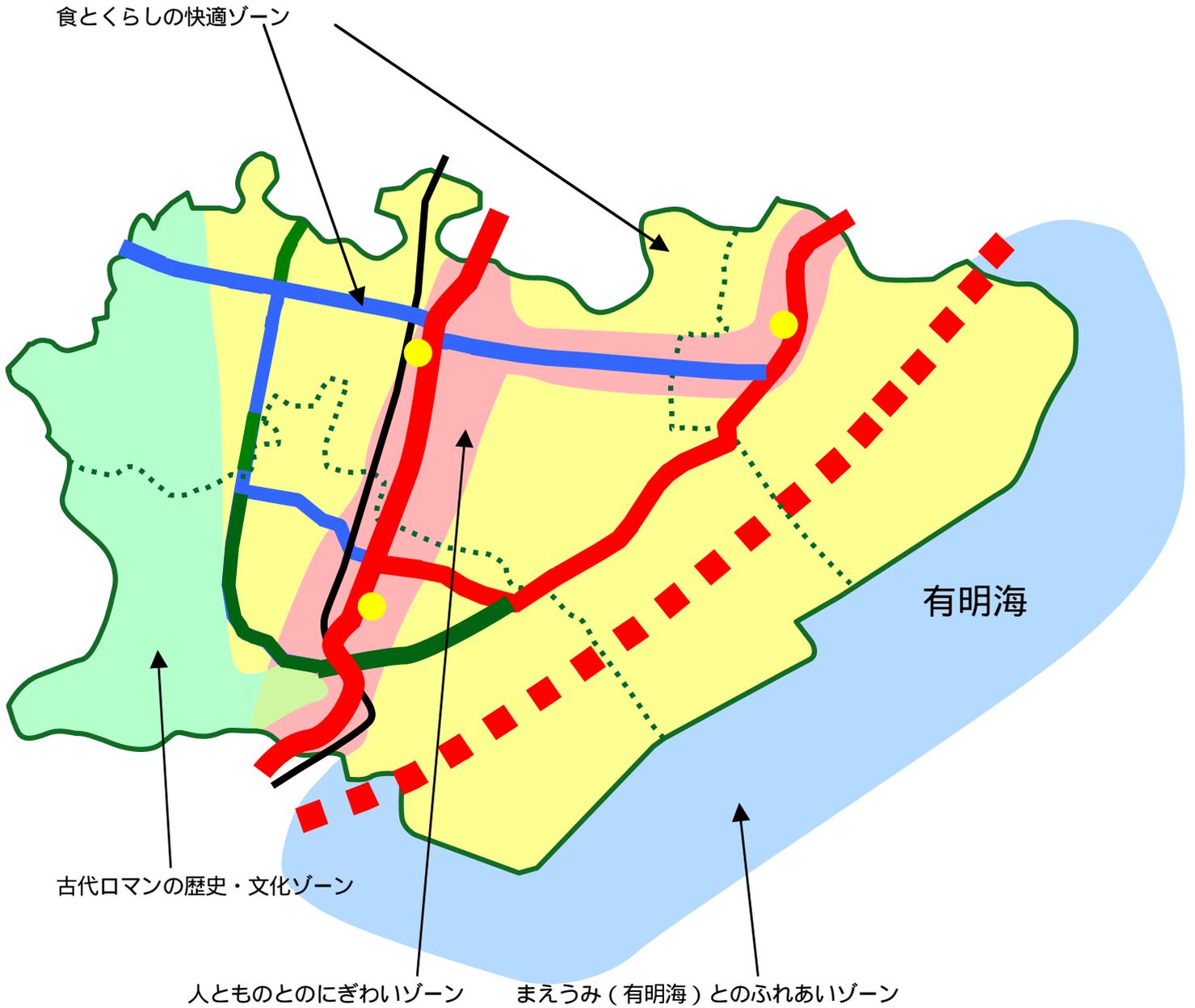
日本一の干満差と広大な干潟を有する有明海は、ムツゴロウ、ワラスボ、アゲマキなど全国的にも珍しい魚介類の絶好の生息地となっていて、海苔の養殖も盛んに行われています。

これらのことから、この地域を「まえうみ ( 有明海 ) とのふれあい体験ゾーン」とし、六角川等河川の保全など有明海の再生を図りつつ、恵まれた“まえうみもん”(有明海の資源)と自然環境を最大限に生かした水産業の振興に取り組みます。また、有明海沿岸道路の整備を促進し、都市との交流を図り、干潟を活用した体験型観光を展開していきます。

### ( 4 ) 古代ロマンの歴史・文化ゾーン

杵島山には、古代歌垣の場所とされる歌垣公園や霊水伝説で知られる水堂さん、和泉式部生誕伝説の地として知られる福泉寺など名所が数多く存在します。

これらのことから、この地域を「古代ロマンの歴史・文化ゾーン」とし、杵島山周辺に存在する遺跡や歴史的文化財の保護・保存に努め、だれもが歴史と文化に親しめる環境づくりに取り組みます。また、この遺跡や歴史的文化財を観光資源としてネットワーク化し観光地としての魅力の増大に努めます。



## 第5章 新町の基本施策

新町の基本理念は、第4章1で掲げた『人と大地が うるおい 輝く 豊穡のまち』です。  
この基本理念に基づき、新町の将来像の実現を目指すため、次の施策に取り組みます。

### 将来像(1) ゆとりある快適な住みよいまち

#### 1 生活基盤の充実

##### (1) 計画的な土地利用の推進

土地は限られた資源であり基本的な生活基盤といえます。この限られた資源を有効に活用していくため、長期的な展望にたった国土利用計画や都市計画等を策定し、乱開発の防止等、自然環境に配慮したきめ細かな土地利用を図るとともに、各地域の特性を生かした特色あるまちづくりを推進します。

また、地籍調査の早期完了及び見直しを含めた土地の諸情報の適正な管理により、より有効な土地利用を図ります。

##### (2) 住宅対策の充実

住宅マスタープランを策定し、計画的に住環境の整備・向上に努めます。

住民のニーズに対応した新規公営住宅の建設や老朽化が著しい公営住宅の改善に取り組みとともに、民間の住宅開発誘導等を積極的に進め、定住人口確保に向けた質の高い住環境を提供します。

##### (3) 上水道の整備

より安定した高水準のサービス供給を図るため、新町全体の統一に向けて運営体制の充実や上水道事業経営の健全化、管理システムの確立、上水道施設の整備等に取り組みます。

##### (4) 下水道等の整備

下水道等の整備については、新町下水道等整備基本構想・計画を策定し、効率のかつ計画的な下水道事業等を推進し、併せて集合処理区域外は浄化槽整備推進事業で取り組みます。

## 2 自然環境との調和と共存

### (1) 環境衛生の充実と循環型社会への対応

恵まれた自然環境を守り、次世代へと引き継ぐために、幅広い世代層への環境総合学習事業等を行い、住民意識の高揚を図ります。

また、環境基本計画等を策定し、ゴミの減量化・資源化に努めるとともに、ごみ集積場などの施設整備に取り組みます。

さらに、新・省エネルギービジョンをもとに環境配慮型・資源循環型社会の構築を目指します。

### (2) 公園・緑地・水辺環境の整備

子どもから高齢者までだれもがやすらぎ、楽しむことができる公園などの整備を推進するとともに、緑地・緑化を推進します。

また、ため池やクリーク、河川などの水辺環境の保全に努め、国や県と連携した有明海再生活動を推進します。

## 3 災害に強く安全・快適な生活環境の整備

### (1) 災害・公害対策の充実

住民の生命・身体・財産を不慮の災害から守るため、災害対策基本法に基づいた新町防災計画を策定します。

また、河川・水路などの整備、海岸保全や地すべり防止、地盤沈下対策等を積極的に推進し、安全で快適な住民生活の確保に努めます。

さらに、工業排水による河川の汚染、工場の騒音等の公害防止に努め、美しく住みよい環境づくりを推進します。

### (2) 消防・救急体制の充実

住民一体となった消防体制の確立を目指し、地域消防団の育成、人材の確保及び施設の整備、情報伝達手段の高度化・迅速化を図り、消防力の充実・強化に努めます。

また、常備消防・救急医療機関との連携強化に取り組みながら、消防・救急体制の充実を図ります。

### (3) 交通安全・防犯対策の充実

住民参加による交通安全対策計画を策定し、子どもや高齢者などに配慮した交通安全対策の推進に取り組みます。

また、地域防犯体制を確立し、青少年犯罪の防止や組織犯罪、ハイテク犯罪等に対する予防啓発活動など、住民と行政が一体となった犯罪のないまちづくりを推進します。

## 4 体系的な交通網の整備・充実

### (1) 道路網の整備

国・県道、町道、農道など、生活道路の効率的でバランスの取れた整備を図り、新町や周辺地域の産業振興、地域交流に配慮した利便性の高い道路網の構築に努めます。

また、通行者の安全を確保するため、道路拡幅や歩道などの整備を図ります。

### (2) 交通体系の整備

公共交通機関については、既存路線の維持・確保や地域循環バスなど新たな路線の開発に努め、安全で利便性の高い公共交通体系の構築を図ります。

## 5 情報通信ネットワークの整備・充実

### (1) 情報通信基盤の整備

インターネットなどの情報通信技術を活用し、日常生活のあらゆる面において情報伝達の迅速化や利便性の向上を図るため、情報通信ネットワークの整備を促進します。

### (2) ネットワークの有効活用

行政手続の電子化をはじめ、保健・福祉・医療・教育・産業などの各分野における情報通信ネットワークの有効活用に努め、住民サービスの向上を図ります。

基本理念 人と大地が うるおい 輝く 豊穡のまち

	基本方針	基本施策	主要事業
将来像 1 ゆとりある 快適な住みよ いまち	1 生活基盤の充実	(1) 計画的な土地利用の 推進	総合計画策定
			国土利用計画策定
			都市計画策定
			地籍調査事業
		(2) 住宅対策の充実	住宅マスタープラン策定
			定住促進住宅地整備事業
			公営住宅施設整備事業
		(3) 上水道の整備	集中管理システム整備事業
			危機管理整備事業
			マッピングシステム及び有形固定資産台帳整備
		(4) 下水道等の整備	水道管布設・更新等事業
			公共下水道事業
	農業集落排水事業		
	2 自然環境との調和と 共存	(1) 環境衛生の充実と循環型社会への対応	浄化槽整備推進事業
			環境基本計画等策定
			環境保全施設整備事業
			環境保全推進事業
(2) 公園・緑地・水辺環境の整備		新・省エネルギー対策事業	
		公園・緑地の整備	
		水辺環境の整備	
			有明海再生推進事業

基本理念 人と大地が うるおい 輝く 豊穡のまち

		基本方針	基本施策	主要事業
将来像 1 ゆとりある 快適な 住みよ いまち	3 災害に強く安全・快適な生活環境の整備	(1) 災害・公害対策の充実	新町防災計画策定	
			防災対策事業	
			河川改修事業	
			地盤沈下対策事業	
		(2) 消防・救急体制の充実	消防ポンプ・積載車等の更新	
			防火水槽の整備	
			消防格納庫・詰所の更新	
			緊急伝達情報システムの構築	
		(3) 交通安全・防犯対策の充実	交通安全施設等整備事業	
	歩道整備事業			
	4 体系的な交通網の整備・充実	(1) 道路網の整備	国道整備事業	
			町道整備事業	
		(2) 交通体系の整備	循環バス運行事業	
			公共交通関連施設整備	
	5 情報通信ネットワークの整備・充実	(1) 情報通信基盤の整備	情報化推進計画策定	
情報通信ネットワーク整備事業				
(2) ネットワークの有効活用		地域情報の発信・提供		

## 将来像（２）健やかで安心できるやさしいまち

### １ 子育て支援の充実

#### （１）仕事と家庭の両立支援

新町エンゼルプランを策定し、多様化する保護者のニーズに対応した子育て支援策を推進するとともに、新町の次世代対策支援行動計画に基づき、よりよい子育ての環境づくりに努めます。

また、保育所において保育時間の延長や子育てへの相談体制の充実を図るなど、地域ぐるみで子育てへの支援が出来る社会の実現に取り組みます。

#### （２）母（父）子福祉の充実

近年ひとり親家庭も増加しています。家庭の環境に関わらず、子どもたちが健やかに成長できるよう、きめ細かな相談体制づくりなどひとり親家庭への支援を行います。

### ２ 高齢者・障害者福祉の充実

#### （１）高齢者福祉の充実

新町高齢者保健福祉計画を策定し、計画的に総合的な高齢者福祉の充実を図ります。

また、緊急通報システム整備等により、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進するとともに、基幹型在宅介護支援センターの設置や地域ケアネットワークの整備等に取り組みます。

さらに、高齢者が生きがいを持って暮らせるように、豊かな知識と経験を生かし積極的に社会参加ができる環境づくりに努めます。

#### （２）障害者福祉の充実

障害者が個性と可能性を發揮し、主体性と生きがいをもって自立できる社会基盤を整えるため、新町障害者福祉計画を策定し、在宅福祉や施設サービスの充実を図ります。

また、障害者のための公共施設等のバリアフリー化、緊急通報システム整備等により、安心して暮らせる生活環境づくりを推進します。

### 3 保健・医療体制の充実

#### (1) 健康づくり対策の充実

保健サービスに対するニーズの多様化に対応するため、包括的な情報管理や健康づくりの拠点となる保健センターの整備を行い、専門職の配置により、健康づくりを推進します。

また、新町健康プランを策定し、保健・福祉・医療の連携を図るための各種システムの構築や支援事業等に取り組み、各人の健康状態に合わせたきめ細やかなサービスが提供できる体制づくりに努めます。

#### (2) 地域医療体制の充実

住民が安心して医療サービスが受けられるよう、医療機関をはじめ関係機関との連携協力のもと地域医療体制の整備充実に努めます。

### 4 地域で支える福祉の充実

#### (1) 地域福祉の推進

福祉のまちづくりを推進するため、住民参加型の地域福祉計画を策定します。

また、多様化する福祉ニーズに応えるため、医療機関や民生委員、母子保健推進員、ボランティア団体などとの連携をはかり地域ぐるみでの支援体制の充実に努めます。

#### (2) 安心なまちづくりの推進

公共施設や道路などのバリアフリー化に努め、住民が安心して暮らせるやさしいまちづくりを目指します。

### 5 社会保障の充実

#### (1) 低所得者福祉の充実

低所得者の経済的自立と生活の安定のため、関係機関との連携を図り就労支援や相談等の体制づくりに努めます。

#### (2) 年金・保険事業の安定運営

だれもが自立した生活が送れるように社会保障制度の安定と充実を目指し、事業の健全運営を図ります。

## 6 人権の尊重

### (1) 人権対策の推進

同和問題をはじめとする人権問題について正しい理解と認識を深め、人権尊重への意識の向上を図り一人ひとりの人権が大切にされる地域社会づくりを目指し、啓発活動を積極的に推進します。

### (2) 男女共同参画社会の推進

男女が既成の性別による役割分担意識にとらわれず相互理解を深め尊重し合い、お互い責任を分かち合い個性を發揮できる男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりや条件整備に努めます。

基本理念 人と大地が うるおい 輝く 豊穡のまち

将来像 2 健やかで安心できるやさしいまち	基本方針	基本施策	主要事業	
	1 子育て支援の充実	(1) 仕事と家庭の両立支援	新町エンゼルプラン策定	地域子育て支援センターの充実・育児サークルの育成
幼児の保育及び教育体制の充実				
2 高齢者・障害者福祉の充実	(2) 母（父）子福祉の充実	母子・父子家庭への支援		
3 保健・医療体制の充実	(1) 高齢者福祉の充実	高齢者保健福祉計画策定	高齢者居住環境に関する整備	
		基幹型支援センターの充実		
		(2) 障害者福祉の充実	障害者福祉計画 策定	障害者生活支援センター整備事業
			障害者自立支援事業	障害者居住環境の整備
4 地域で支える福祉の充実	(1) 健康づくり対策の充実	健康プラン策定	ライフサイクルに応じた支援事業	
		保健センター整備事業		
		(2) 地域医療体制の充実	地域医療体制の整備	
5 社会保障の充実	(1) 地域福祉の推進	地域福祉計画策定		
		(2) 安心なまちづくりの推進	人にやさしいまちづくり事業	
6 人権の尊重	(1) 低所得者福祉の充実	就労支援事業		
		(2) 年金・保険事業の安定運営	社会保障制度の健全運営	
7 社会参加の推進	(1) 人権対策の推進	社会人権・同和教育啓発活動の推進		
		(2) 男女共同参画社会の推進	男女共同参画社会推進事業	

## 将来像（３）活気と魅力のある豊かなまち

### 1 農林水産業の振興

#### （１）農業の振興

農業の生産性の向上と農業構造の改善を図るため、水資源の確保に努めるとともに、土地基盤及び施設整備による農業生産基盤の整備や機能回復を進めます。

また、肥沃な土地条件を生かし、米を中心にレンコン、たまねぎ等の露地野菜やいちご、花卉などの施設園芸、さらには肉用牛などの畜産物に対する新しいシステムや技術導入、ブランド化の確立によるイメージアップなどにより、付加価値を高めた農産物の販売促進や経営基盤の強化・拡大を図るとともに、次世代を担う若手経営者の育成、新しい特産物の開発・加工、地産地消活動、各種関係団体への支援などを積極的に推進します。

#### （２）林業の振興

森林の持つ水源涵養、土砂流出防止、保養などの公益的機能を高めるため、森林資源の保全と多面的な活用を図ります。

また、林道など生産基盤の整備を行い、生産活動の円滑化、効率化を図ります。

#### （３）水産業の振興

有明海の代表的な海産物である海苔の品質向上、稚魚や稚貝の放流、新たな栽培技術導入などにより、水産資源の回復・拡大と経営基盤の強化を図ります。

また、漁港や水産関連施設の整備等により、より効率的で合理的な漁業経営環境の整備に努めます。

### 2 商工業の振興

#### （１）商業の振興

消費者ニーズを的確に把握した個性的な店づくりや経営者の育成を支援するとともに、地域商業団体の育成に努め、人とのふれあいを大切に、地域に密着した魅力ある商店街の振興を図ります。

#### （２）工業の振興

地域経済の活性化を図るため、既存企業の育成・支援を行い、企業誘致を積極的に進めるとともに、地元の特産物を生かした農水産加工業の育成に努めます。

### 3 観光の振興

#### (1) 観光の振興

有明海、白石平野、杵島山の豊かな自然や歴史・文化などの観光資源のネットワークを進めるとともに、地域の資源を生かしたイベントの開催、町内外への積極的なPR活動などにより交流人口を拡大し地域の活性化を図ります。

### 4 新たな地域活力の創出

#### (1) 新たな地域活力の創出

農林水産業、商工業などが連携を図り、地域の魅力を生かした特産品直売や加工など、新たな分野での地域活力の創出を支援します。

基本理念 人と大地が うるおい輝く 豊穡のまち

		基本方針	基本施策	主要事業
将来像 3 活気と魅力のある豊かなまち	1 農林水産業の振興		(1) 農業の振興	ブランド流通対策事業
				水田農業振興対策事業
				農道整備事業
				農業新経営者クラブ育成事業
				認定農業者育成事業
				集落営農型推進事業
				21世紀型畜産経営基盤強化事業
				家畜導入育成対策事業
				農業用排水施設機能回復事業
				スクミリンゴガイ駆除対策事業
		(2) 林業の振興	林道整備事業	
		(3) 水産業の振興	漁港整備事業	
			水産関連施設整備事業	
	2 商工業の振興		(1) 商業の振興	商工活性化事業
				中小企業支援事業
				商工会支援事業
(2) 工業の振興			企業誘致条件整備事業	
3 観光の振興		(1) 観光の振興	観光マップの作成	
			新町サイン設置事業	
4 新たな地域活力の創出		(1) 新たな地域活力の創出	物産館ネットワーク整備事業	

## 将来像（４）個性豊かな人と文化を育むまち

### 1 個性豊かで優れた人材の育成

#### （１）幼児教育の充実

幼児が心身ともに健やかにのびのびと育つよう、教育内容の充実や関連施設の整備に努めます。

また、家庭、地域、教育機関等の連携を強化し、適切な子育てへの支援を図るための情報提供や相談・指導体制の充実に努めます。

#### （２）学校教育の充実

次代を担う児童・生徒の個性を尊重し、家庭や地域との連携を図りながら安全な教育環境の整備や情報化、国際化社会に対応した教育内容の充実に努めます。

さらに、児童・生徒のバランスの取れた食教育を促すための給食内容や施設整備の充実に努めます。

#### （３）青少年の健全育成

学校・家庭・地域の連携のもと、青少年が健全に育成され、その個性を十分発揮できるよう、関係組織の充実や様々な青少年育成事業の拡充を図ります。

#### （４）地域リーダーの育成

より多様で、魅力的な地域を創っていくため、地域活動の核となりうる人間性豊かで行動力を併せ持った人材を発掘し、更なる能力の向上を積極的に支援します。

### 2 生涯学び楽しめる環境の充実

#### （１）生涯学習の推進

住民がいつでも、どこでも、だれでも学ぶことのできるように、各種施設を整備・充実するとともに、学習ニーズに対応したバラエティ豊かな教室・講座などを開講し、住民に学習の場を提供します。

#### （２）スポーツ・レクリエーションの振興

だれもが楽しみ、気軽にスポーツやレクリエーションに参加できるように各種施設の整備・充実など環境づくりに努めるとともに、競技力向上を目指した選手や指導者の育成に努めます。

### 3 地域文化の伝承と新たな魅力の創造

#### (1) 芸術・文化の振興

文化活動団体などとの連携を強化し、住民の文化活動を積極的に支援します。

また、地域ごとに伝わる祭事・伝統芸能を保存・継承するための人材育成に努めるとともに、優れた芸術・文化に接する機会の拡充を図り、新たな文化の創造に努めます。

#### (2) 歴史・文化財の保存・継承

町内に存在する貴重な歴史・文化財の調査と適切な維持・管理に努めます。

また、多くの人々の目に触れ、その歴史・文化的価値を認識できる環境づくりに努めます。

基本理念 人と大地が うるおい輝く 豊穡のまち

	将来像 4 個性豊かな人と文化を育むまち	基本方針	基本施策	主要事業
		1 個性豊かで優れた人材の育成	(1) 幼児教育の充実	幼稚園施設整備事業
		(2) 学校教育の充実	小中学校施設整備事業	
			情報教育の推進	
			育英資金貸付事業	
			外国語指導助手招致事業	
		(3) 青少年の健全育成	青少年育成活動事業	
		(4) 地域リーダーの育成	地域人材の活用事業 21世紀ひとづくり事業	
2 生涯学び楽しめる環境の充実	(1) 生涯学習の推進	生涯学習センター整備事業		
		図書館整備事業		
		自治公民館整備事業		
		社会教育施設整備事業		
		社会教育事業の推進		
		(2) スポーツ・レクリエーションの振興	生涯スポーツ推進事業	
体育協会育成事業				
体育施設整備事業				
3 地域文化の伝承と新たな魅力の創造	(1) 芸術・文化の振興	地域文化活動支援事業		
		祭事・伝統芸能伝承振興事業		
	(2) 歴史・文化財の保存・継承	歴史資料館整備事業		
		文化財維持管理事業		

## 将来像（５）参加と交流で築く開かれたまち

### 1 参加と交流の促進

#### （１）地域活動の推進

コミュニティ活動、ボランティア活動やNPO活動など住民自らが主体となって進めるまちづくり活動の活性化を図ります。

#### （２）協働体制の確立

住民主体のまちづくりを推進するため、地域のコミュニティ組織等とのパートナーシップのもと、行政と地域住民との協働体制の確立を目指します。

#### （３）地域間交流の推進

地域資源を生かした他地域との交流事業や住民相互の交流拡大を図るためのイベントなどを行い、地域の活性化と個性豊かなまちづくりを推進します。

### 2 健全な行財政運営の推進

#### （１）効率的で円滑な行財政の運営

長期的展望にたった健全な行財政運営を基本としつつ住民サービスの向上、そして多様化、高度化する行政需要に対応するため、事務改善やIT化を推進し事務の合理化・効率化を図ります。

また、地域振興のための基金の創設など必要な財源を確保します。

さらに、組織機構については、住民の利便性を最大限に考慮した新庁舎建設に取り組み、効率的・機能的な組織づくりに努めます。

#### （２）広域行政の充実

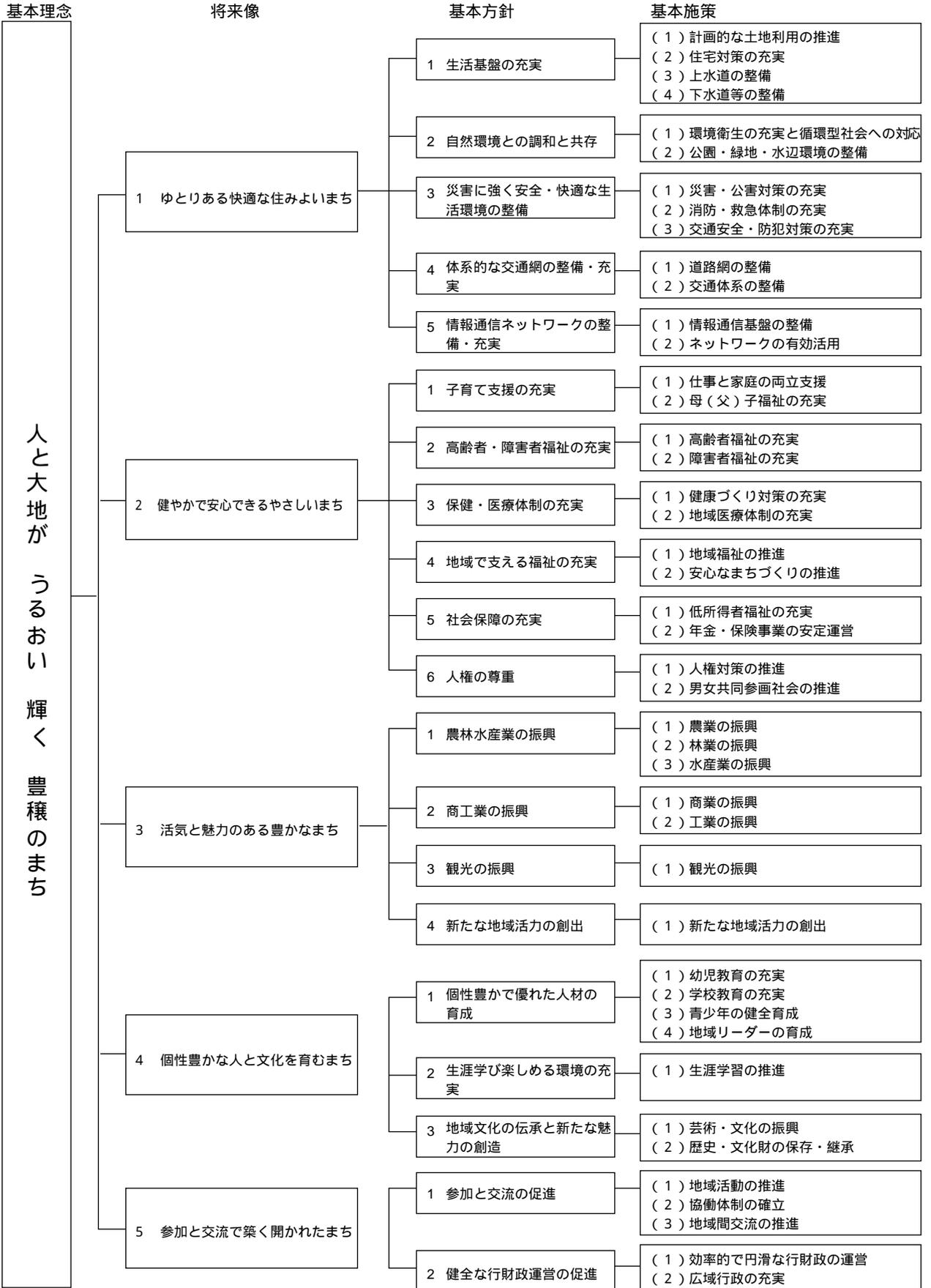
消防・葬斎・ごみ処理などについては、広域圏において共同事務事業を実施し、利便性を高め、より効率的で安定した行政運営に努めます。

また、幅広い分野での広域的連携を図り、共同事業の合理化・効率化、相互連携による事業の推進を図ります。

基本理念 人と大地が うるおい輝く 豊穡のまち

将来像 5 参加と交流で築く開かれたまち	基本方針	基本施策	主要事業
	1 参加と交流の促進	(1) 地域活動の推進	地域活動支援事業
		(2) 協働体制の確立	情報公開の推進
		(3) 地域間交流の推進	国際交流事業
	地域間交流事業		
	2 健全な行財政運営の推進	(1) 効率的で円滑な行財政の運営	新町庁舎建設事業
			支所改修・改造事業
			合併市町村振興基金の創設
		行政事務処理システム統合事業	
(2) 広域行政の充実	広域行政の推進		

【まちづくりの体系図】



## 第6章 新町における佐賀県事業の推進

### 1 県事業の推進

新町は、合併後の一体感を高めるため、本計画に掲げられた県事業の重点的な実施が図られるよう努力するとともに、新町が県南西部の一拠点として自立したまちとなるよう、事業推進に向けて関係機関と協議を行っていきます。

### 2 新町における佐賀県事業

基本理念 人と大地が うるおい輝く 豊穰のまち		
将来像 1 ゆとりある快適な住みよいまち		
	基本方針	基本施策
3 災害に強く安全・快適な生活環境の整備	(1) 災害・公害対策の充実	河川改修事業
		地盤沈下対策事業 白石平野地区
		海岸保全施設整備事業 福富地区
		海岸保全施設整備事業 廻里江地区
	(3) 交通安全・防犯対策の充実	一般国道207号 交通安全施設整備事業
4 体系的な交通網の整備・充実	(1) 道路網の整備	一般国道444号 交通安全施設整備事業
		一般県道錦江大町線 交通安全施設整備事業
		一般国道207号 原田跨線橋踏切除却事業
5 情報通信ネットワークの整備・充実	(1) 情報通信基盤の整備	一般国道207号 深浦・百貫拡幅道路改良事業
		一般国道444号 佐賀福富道路 道路改良事業
		公共ネットワーク整備事業
将来像 2 健やかで安心できるやさしいまち		
1 子育て支援の充実	(1) 仕事と家庭の両立支援	ファミリー・サポート・センター事業
将来像 3 活気と魅力のある豊かなまち		
1 農林水産業の振興	(1) 農業の振興	一般農道整備事業 八平南地区
		一般農道整備事業 牛屋東分地区
		一般農道整備事業 新明地区
	(3) 水産業の振興	有明海漁場環境保全創造事業
将来像 4 個性豊かな人と文化を育むまち		
3 生涯学び楽しめる環境の充実	2) スポーツ・レクリエーションの振興	県民体育大会
		佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭

## 第7章 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、住民の生活に急激な変化を及ぼさないように十分な配慮を行い、新町全体の地域性やバランス、そして町の財政状況などを十分考慮しながら検討していくものとします。

## 第8章 財政計画

### 1 前提条件

新町における財政計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年度について、歳入及び歳出の項目ごとに過去の実績等により、普通会計ベースで策定したものです。なお、特別会計分の経費については、普通会計の繰出金とし計上しています。

期待される合併効果（人件費及び物件費）等に加え、既存施設の有効活用及び民間活力の導入等も図りながら、一般財源の節約に努め、新町において健全な財政運営がなされるよう十分留意することとしています。

計上された主要施策(主要事業)については、合併後において、緊急性・効果等を勘案し策定する実施計画に従い限られた財源のなかで、効率的・効果的な事業の実施を図っていくこととしています。

### 2 歳入

#### (1) 地方税

地方税については、現行制度を基本とし、平成 14 年度決算額をベースに、原則これまでどおりの歳入を見込み算定しています。

#### (2) 地方譲与税及び交付金

地方譲与税及び交付金については、制度改正は見込まず、平成 14 年度決算額と過去の伸び率等を参考として算定しています。

#### (3) 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例(合併算定替)により算定しています。但し、今後予測される交付税の減額を見込んで算定しています。また、合併に係る普通交付税包括措置分を5か年間見込み、算定しています。

特別交付税については、地方交付税法に定める割合を基に合併に伴う特例措置分を3か年間見込んで算定しています。

#### (4) 国庫支出金、県支出金

国庫支出金及び県支出金については、平成 14 年度決算額をベースに推計しています。

また、合併に伴う財政支援(合併補助金)を国庫支出金については3か年間、県支出金については5か年間見込んで算定しています。

#### (5) 地方債

地方債については、新町まちづくり計画（新町建設計画）における主要事業等の財源とし

て借り入れるものですが、後年度の財政負担を考慮し、合併特例債など現行の地方債制度における有利な地方債や減税補てん債等を活用することとして算定しています。

### 3 歳出

#### (1) 人件費

人件費については、合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職員の人件費削減と、合併に伴う特別職員数の減を見込んで算定しています。

#### (2) 物件費

物件費については、平成 14 年度決算額を基に毎年 4%減をベースに推計し、算定しています。

#### (3) 扶助費

扶助費については、高齢者福祉への対応を想定して平成 14 年度決算額に高齢者増加率を考慮したものをベースに推計し、算定しています。

#### (4) 補助費等

補助費等については、平成 17 年度より順次削減し、平成 26 年度値を類似団体平均値とすることで算定しています。

#### (5) 公債費

公債費については、合併年度までの地方債に係る償還見込額に、合併後の新町まちづくり計画（新町建設計画）における主要事業の実施等に伴う新たな地方債に係る償還見込み額を加えて算定しています。

#### (6) 積立金

合併後の市町村の振興を図るための「合併市町村振興基金」への積立を見込んでいます。

#### (7) 繰出金

繰出金については、国民健康保険特別会計・老人保健特別会計・農業集落排水特別会計などは平成 14 年度決算額をベースに過去の伸び率や今後の需要額等を参考に推計しています。

#### (8) 投資的経費

投資的経費については、健全な財政運営を行うことを前提とし、新町まちづくり計画（新町建設計画）に係る主要事業等の経費に充てることとしていますが、新たな住民サービスの向上など、ソフト事業への対応も含めております。

## 財政計画

### 1 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地 方 税	1,822	1,822	1,821	1,821	1,820	1,820	1,820	1,819	1,819	1,818
地 方 譲 与 税	174	174	174	174	174	174	174	174	174	174
利 子 割 交 付 金	25	23	23	21	20	19	18	17	16	16
地方消費税交付金	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204
ゴルフ場利用税交付金	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
自動車取得税交付金	57	54	51	49	46	44	42	40	38	36
地方特例交付金	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
地 方 交 付 税	4,661	4,442	4,279	4,164	4,119	4,015	3,973	3,933	3,893	3,855
交通安全対策特別交付金	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
分担金及び負担金	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179
使用料及び手数料	285	285	285	285	285	285	285	285	285	285
国 庫 支 出 金	547	547	547	437	437	437	437	437	437	437
県 支 出 金	1,143	1,143	1,143	1,143	1,143	1,023	1,023	1,023	1,023	1,023
財 産 収 入	15	14	13	12	12	11	11	10	10	9
寄 付 金	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3
繰 入 金	0	100	100	100	100	100	100	50	50	50
繰 越 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸 収 入	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251
地 方 債	2,154	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
歳 入 合 計	11,589	10,410	10,242	10,012	9,962	9,734	9,688	9,593	9,549	9,507

### 2 歳出

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人 件 費	2,713	2,669	2,625	2,581	2,537	2,493	2,449	2,405	2,361	2,317
扶 助 費	515	512	509	506	503	500	499	499	497	496
公 債 費	1,398	1,395	1,407	1,592	1,563	1,593	1,649	1,659	1,711	1,771
物 件 費	1,279	1,228	1,179	1,132	1,086	1,043	1,001	961	923	886
維持補修費	90	92	92	93	94	95	96	97	98	99
補 助 費 等	1,677	1,642	1,608	1,573	1,539	1,504	1,470	1,435	1,401	1,366
積 立 金	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資及び出資金・貸付金	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136
繰 出 金	784	798	800	812	818	813	804	788	788	788
投資的経費	1,997	1,938	1,886	1,587	1,686	1,557	1,584	1,613	1,634	1,648
歳 出 合 計	11,589	10,410	10,242	10,012	9,962	9,734	9,688	9,593	9,549	9,507

協定項目	新町建設計画	関係項目	新町まちづくり計画(新町建設計画)第1~3章
内容	<p>白石・福富・有明3町合併協議会で作成する新町建設計画の名称は、  <b>「新町まちづくり計画」</b>とします。</p>		
	<p style="text-align: center;"><b>まちづくり</b> ソフト・ハード両面の振興整備を含む幅広い概念</p> <p><b>第1章 序論</b></p> <p>様々な面から合併の必要性を説明しています。</p> <p>1 合併の必要性                  (1) 地方分権時代への対応                  (2) 少子高齢化社会への対応                  (3) 日常生活圏拡大への対応                  (4) 多様化する住民ニーズへの対応                  (5) 厳しい財政状況への対応</p> <p>2 計画策定の方針                  (1) 計画の趣旨                  (2) 計画の構成                  (3) 計画の期間                  (4) その他</p> <p style="text-align: center;">この計画の概要を説明しています。</p>	<p><b>第2章 新町の概況</b></p> <p>1 位置と地勢                  2 気候                  3 面積                  4 人口と世帯</p> <p style="text-align: center;">新町の地勢等の状況について説明しています。</p>	<p><b>第3章 主要指標の見通し</b></p> <p>1 人口                  (1) 総人口                  (2) 年齢別人口                  (3) 就業人口</p> <p>2 世帯</p> <p style="text-align: center;">人口・世帯について、推計を行い、説明しています。</p>

協定項目 新町建設計画

関係項目

新町まちづくり計画(新町建設計画)第4章 新町建設の基本方針

第4章 新町建設の基本方針

基本理念

人と大地が うるおい 輝く 豊穡のまち

人

子育て支援と健康づくり

子どもたちの心豊かで健やかな成長を支援するとともに、子どもからお年寄りまで誰もが生涯にわたる健康を維持し、いきいきと暮らすことのできるまち

大地

自然環境の保全

杵島山、白石平野、有明海などの恵まれた自然環境の保全に努めながら、人々の生活と自然が共生するまち

うるおい輝く

産業の振興

地域の基幹産業である農業、水産業、商業の振興による活力のあるまち

基本理念を基にした具体的な新しいまちの将来像を次のように設定します。

将来像 1

ゆとりある快適な  
住みよいまち

将来像 2

健やかで安心できる  
やさしいまち

将来像 3

活気と魅力のある  
豊かなまち

将来像 4

個性豊かな人と  
文化を育むまち

将来像 5

参加と交流で築く  
開かれたまち

協定項目	新町建設計画	関係項目	新町まちづくり計画(新町建設計画)第4章 新町建設の基本方針
内容	<p><b>土地利用</b></p> <p>新町は、平坦部の農用地地域と自然環境に恵まれた周辺部で構成されています。                  今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用の調和を図りながら、適正かつ計画的な土地利用に努めるものとし、また、今後の道路整備計画の具体化など情勢の変化に的確に対応することとします。                  この方針を実現するため、新町の国土利用計画の策定を始め、土地利用関係諸法の適切な運用を図ることとします。新町においても、地域の均衡ある発展を促し、地域間格差が生じないように地域の個性・特性を土地利用に反映させることを基本とします。</p>		<p>地域間格差が生じないように地域の個性・特性を生かすことが重要</p> <p>広域的に見て地域の土地利用がどのようになされたら新町として一体的発展ができるのか、良好な生活環境が維持できるのかということを考慮</p> <p>人とももののにぎわいゾーン                  食とくらしの快適ゾーン                  まえうみ(有明海)とのふれあいゾーン                  古代ロマンの歴史・文化ゾーン</p> 
	<p><b>地域別整備の方針</b></p> <p>白石・福富・有明3町はそれぞれ独自の文化・歴史を持っており、その地域性についても十分考慮する必要があります。                  そこで、合併前の各町施策との連続性・継続性を十分に踏まえ、各地域特性を生かした振興策を推進するため新町全体を次の4つのゾーンに区分します。</p> <p><b>【ゾーニングの策定】</b></p> <p><b>「人とももののにぎわいゾーン」</b>                  店舗等の集積が進み、公共施設や住宅が集中し、生活拠点地域を形成しています。広域幹線道路である国道・県道の改良整備を進め、商業機能の強化を図るとともに、下水道の整備など魅力ある居住環境の提供に努めます。</p> <p><b>「食とくらしの快適ゾーン」</b>                  県内でも指折りの農業地帯であり、今後ともブランド化や高付加価値化が進み、新町の基幹産業として重要な役割を果たすことが期待される地域です。農業の活性化に努めるとともに自然あふれる田園風景を守りながら、道路、下水道などの生活環境・住環境の整備に努めます。</p> <p><b>「まえうみ(有明海)とのふれあいゾーン」</b>                  宝の海とも言われる有明海の再生を図りつつ、恵まれた「まえうみもん」(有明海の資源)と自然環境を最大限に生かした水産業の振興に取り組みます。また、有明海沿岸道路の整備を促進し、都市との交流を図り、干潟を活用した体験型観光を展開していきます。</p> <p><b>④「古代ロマンの歴史・文化ゾーン」</b>                  杵島山周辺に存在する遺跡や歴史的文化財の保護・保存に努め、だれもが歴史と文化に親しめる環境づくりに取り組みます。また、この遺跡や歴史的文化財を観光資源としてネットワーク化し観光地としての魅力の増大に努めます。</p>		



協定項目 新町建設計画

関係項目

新町まちづくり計画(新町建設計画)第5章 新町の基本施策

第5章 新町の基本施策

基本理念に基づき、新町の将来像を実現するため、各施策(本文参照)に取り組みます。  
また、各施策に関する主要事業としては、次のようなものがあります。

NO.1

将来像(1)ゆとりある快適な住みよいまち  
に関する主要事業には、このようなものがあります。

基本理念 人と大地がうるおい輝く豊穡のまち

内

容

基本方針	基本施策	主要事業	事業の内容
将来像1 ゆとりある 快適な 住みよいまち	(1) 計画的な土地利用の推進	総合計画策定	計画策定
		国土利用計画策定	計画策定
		都市計画策定	計画策定
		地籍調査事業	一筆地調査・測量・地籍図及び地籍簿作成等及び地理情報システム「GIS」の構築
	(2) 住宅対策の充実	住宅マスタープラン策定	計画策定
		定住促進住宅地整備事業	分譲宅地の造成等
		公営住宅施設整備事業	公営住宅や駐車場等関係施設の新設・改築等
	(3) 上水道の整備	集中管理システム整備事業	現在各町で行なっている管理システムの一本化
		危機管理整備事業	各町間の連絡管の整備等危機管理体制の構築
		マッピングシステム及び有形固定資産台帳整備	管網図の統合及び有形固定資産台帳整備のデジタル化
		水道管布設・更新等事業	老朽水道管の更新や中継ポンプの新設
	(4) 下水道等の整備	公共下水道事業	公共下水道整備事業
		農業集落排水事業	農業集落排水事業
		浄化槽整備推進事業	浄化槽設置に対する補助等
(1) 環境衛生の充実と循環型社会への対応	環境基本計画等策定	環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画、地球温暖化防止実行計画、環境保全ネットワーク推進計画等	
	環境保全施設整備事業	分別基準適合物化施設、ストックヤード、再用品の展示販売施設を併設した複合施設(リサイクルプラザ)整備等	
	環境保全推進事業	環境総合学習事業(環境イベント)、水環境保全事業、庁用車のエコカー導入事業等	
	新・省エネルギー対策事業	公共施設の太陽光発電システム(新エネルギー)の設置や新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)との共同研究事業	
	(2) 公園・緑地・水辺環境の整備	公園・緑地の整備	既存の公園等の整備充実、新たな住民の憩いの場の整備等
		水辺環境の整備	親水公園の整備等住民の憩いの場の整備
有明海再生推進事業		有明海再生活動	

協定項目	新町建設計画	関係項目	新町まちづくり計画(新町建設計画)第5章 新町の基本施策		
内 容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>第5章 新町の基本施策</p> </div> <p>基本理念に基づき、新町の将来像を実現するため、各施策(本文参照)に取り組みます。 また、各施策に関する主要事業としては、次のようなものがあります。</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>NO.2</p> </div> <p>将来像(1)ゆとりある快適な住みよいまち に関する主要事業には、このようなものがあります。</p>		
	<p><b>基本理念 人と大地がうるおい輝く豊穡のまち</b></p>				
	<p>将来像1 ゆとりある 快適な住みよいまち NO.2</p>	基本方針	基本施策	主要事業	事業の内容
		3 災害に強く安全・快適な生活環境の整備	(1) 災害・公害対策の充実	新町防災計画策定	計画策定
				防災対策事業	海岸保全や地すべり等災害を未然に防ぐ防災事業
				河川改修事業	河川、水路等改修
		4 体系的な交通網の整備・充実	(2) 消防・救急体制の充実	地盤沈下対策事業	筑後川下流土地改良事業及び嘉瀬川ダムからの直送事業等
				消防ポンプ・積載車等の更新	小型動力ポンプ(B2級)、ポンプ積載車(普通自動車2000CCクラス)、ポンプ自動車等の購入
				防火水槽の整備	防火水槽等の設置
		5 情報通信ネットワークの整備・充実	(3) 交通安全・防犯対策の充実	消防格納庫・詰所の更新	消防格納庫及び詰所の改築
緊急伝達情報システムの構築				非常時の緊急伝達情報システムの構築及び防災にかかる情報ネットワークの整備	
交通安全施設等整備事業				町道の道路拡幅、ガードレールやカーブミラー設置等	
1 道路網の整備	(1) 道路網の整備	歩道整備事業	町道の歩道整備		
		国道道整備事業	幹線道路の拡幅や改良整備		
2 交通体系の整備	(2) 交通体系の整備	町道整備事業	町道の拡幅や改良整備		
		循環バス運行事業	新町内循環バスやスクールバス運行		
1 情報通信基盤の整備	(1) 情報通信基盤の整備	公共交通関連施設整備	駅周辺やバス停など公共交通関連施設の整備(公園、緑地、駐車場等)		
		情報化推進計画策定	計画策定		
2 ネットワークの有効活用	(2) ネットワークの有効活用	情報通信ネットワーク整備事業	基幹系システム、内部情報系システム、CATV、有線放送システム等、新町における新たな情報ネットワークの整備		
		地域情報の発信・提供	行政手続の電子化、情報公開条例の遵守、適正文書管理、インターネット利用による情報発信等		

協定項目	新町建設計画	関係項目	新町まちづくり計画(新町建設計画)第5章 新町の基本施策
------	--------	------	------------------------------

第5章 新町の基本施策

基本理念に基づき、新町の将来像を実現するため、各施策(本文参照)に取り組みます。  
また、各施策に関する主要事業としては、次のようなものがあります。

将来像(2) 健やかで安心できるやさしいまち  
に関する主要事業には、このようなものがあります。

基本理念 人と大地がうるおい輝く 豊穡のまち

内

容

将来像2  
健やかで安心できるやさしいまち

基本方針	基本施策	主要事業	事業の内容
1 子育て支援の充実	(1) 仕事と家庭の両立支援	新町エンゼルプラン策定	計画策定
		地域子育て支援センターの充実・育児サークルの育成	児童館の整備、学童保育施設整備等
	(2) 母(父)子福祉の充実	幼児の保育及び教育体制の充実	地域における子育て支援サービスの充実・教育環境の整備など次世代育成支援
		母子・父子家庭への支援	ひとり親家庭への生活支援等
2 高齢者・障害者福祉の充実	(1) 高齢者福祉の充実	高齢者保健福祉計画策定	計画策定
		高齢者居住環境に関する整備	緊急通報等の整備
		基幹型支援センターの充実	基幹型在宅介護支援センターの設置、地域ケアネットワークの整備等
	(2) 障害者福祉の充実	障害者福祉計画策定	計画策定
		障害者生活支援センター整備事業	障害者(児)相談等の充実
		障害者自立支援事業	身体・知的・精神障害者ミニ授産事業
3 保健・医療体制の充実	(1) 健康づくり対策の充実	障害者居住環境の整備	緊急通報等の整備
		健康プラン策定	計画策定
	(2) 地域医療体制の充実	ライフサイクルに応じた支援事業	妊産婦に関する事業、乳幼児に関する事業、成人に関する事業等
		保健センター整備事業	保健事業の拠点となる基幹型保健センターの確保、整備
4 地域で支える福祉の充実	(1) 地域福祉の推進	地域福祉計画策定	計画策定
	(2) 安心なまちづくりの推進	人にやさしいまちづくり事業	バリアフリーを目指した道路整備・公共施設等整備・点字ブロック布設
5 社会保障の充実	(1) 低所得者福祉の充実	就労支援事業	相談・指導体制の充実
	(2) 年金・保険事業の安定運営	社会保障制度の健全運営	国民年金や国民健康保険の保険料未納者の解消など
6 人権の尊重	(1) 人権対策の推進	社会人権・同和教育啓発活動の推進	社会人権・同和教育の基本計画及び研修会・学習会等の実施
	(2) 男女共同参画社会の推進	男女共同参画社会推進事業	男女共同参画推進条例の策定、男女平等意識の啓発、女性の社会参画の促進等

協定項目 新町建設計画

関係項目

新町まちづくり計画(新町建設計画)第5章 新町の基本施策

第5章 新町の基本施策

基本理念に基づき、新町の将来像を実現するため、各施策(本文参照)に取り組みます。  
また、各施策に関する主要事業としては、次のようなものがあります。

将来像(3)活気と魅力のある豊かなまち  
に関する主要事業には、このようなものがあります。

基本理念 人と大地がうるおい輝く豊穡のまち

内

容

将来像3  
活気と魅力のある豊かなまち

基本方針	基本施策	主要事業	事業の内容
1 農林水産業の振興	(1) 農業の振興	ブランド流通対策事業	農産物等についてのPR及びブランド化の推進事業等
		水田農業振興対策事業	土地集約型農業等に対する支援
		農道整備事業	農業振興及び農産物生産の供給基盤の向上のための農道整備
		農業新経営者クラブ育成事業	新経営者クラブや新規就農者への活動支援
		認定農業者育成事業	組織活動支援経費
		集落営農型推進事業	機械利用組合に対する助成等
		21世紀型畜産経営基盤強化事業	酪農家または繁殖農家の研究事業推進費に対する補助
		家畜導入育成対策事業	家畜導入に対する補助
		農業用排水施設機能回復事業	暗渠排水等圃場の排水対策事業及び水路浚渫等
		スクミリンゴガイ駆除対策事業	スクミリンゴガイの駆除等
(2) 林業の振興	林道整備事業	林業振興及び林産物生産の供給基盤の向上のための林道整備	
	(3) 水産業の振興	漁港整備事業	漁港の整備
		水産関連施設整備事業	海苔の共同乾燥施設整備など水産業支援
2 商工業の振興	(1) 商業の振興	商工活性化事業	商工活性化事業に対する補助等
		中小企業支援事業	保証料助成及び利子補給等
		商工会支援事業	商工会に対する助成
(2) 工業の振興	企業誘致条件整備事業	企業等が進出しやすい環境づくりを目指し各種施策の展開	
	3 観光の振興	(1) 観光の振興	観光マップの作成
			新町サイン設置事業
4 新たな地域活力の創出	(1) 新たな地域活力の創出	物産館ネットワーク整備事業	特産物直場所等の連携及び整備

協定項目 新町建設計画

関係項目

新町まちづくり計画(新町建設計画)第5章 新町の基本施策

第5章 新町の基本施策

基本理念に基づき、新町の将来像を実現するため、各施策(本文参照)に取り組みます。  
また、各施策に関する主要事業としては、次のようなものがあります。

将来像(4)個性豊かな人と文化を育むまち  
に関する主要事業には、このようなものがあります。

基本理念 人と大地がうるおい輝く豊穡のまち

内

容

将来像4  
個性豊かな人と文化を育むまち

基本方針	基本施策	主要事業	事業の内容
1 個性豊かで優れた人材の育成	(1) 幼児教育の充実	幼稚園施設整備事業	幼稚園施設の整備事業
		小中学校施設整備事業	小中学校施設の改修、改築等の整備事業
	(2) 学校教育の充実	情報教育の推進	小中学校にパソコンを設置するなど情報教育の推進
		育英資金貸付事業	新町内の大学生、高等専門学校、高校生への育英資金の貸付事業
(3) 青少年の健全育成	外国語指導助手招致事業	新町内への外国語指導助手招致事業	
	学校給食の充実	陶器食器の導入等、給食センター施設整備事業	
(4) 地域リーダーの育成	青少年育成活動事業	家庭教育学級、自然体験学習等、青少年育成に係る各種事業の実施	
	地域人材の活用事業	各地域の人事情報の登録、集約と関係機関への情報提供	
2 生涯学び楽しめる環境の充実	(1) 生涯学習の推進	21世紀ひとづくり事業	地域産業後継者育成対策の推進、地域リーダーの育成等、ひとづくりの推進
		生涯学習センター整備事業	文化ホールや実習室等を兼ね備えた施設の整備
		図書館整備事業	図書館整備や図書情報のネットワーク構築、循環図書の実施
		自治公民館整備事業	各自治公民館の改修、改築に係る助成
	(2) スポーツ・レクリエーションの振興	社会教育施設整備事業	各公民館の改修等施設整備事業
		社会教育事業の推進	社会教育の為に各種学級や講座を開催するなど、各種学習機会や情報の提供
		生涯スポーツ推進事業	各種研修会、競技大会の開催、推進事業の実施
		体育協会育成事業	新町協会の設立、各種事業の展開
3 地域文化の伝承と新たな魅力の創造	(1) 芸術・文化の振興	体育施設整備事業	各種体育施設の建設、補修、付帯設備の整備。
		地域文化活動支援事業	新文化創出事業や新町文化協会に対する支援
	(2) 歴史・文化財の保存・継承	祭事・伝統芸能伝承振興事業	伝承芸能への支援、技術習得を図る為の研修、交流の場の提供等
		歴史資料館整備事業	新町歴史資料館の整備
	文化財維持管理事業	文化財の保護及び維持管理	

協定項目 新町建設計画

関係項目

新町まちづくり計画(新町建設計画)第5章 新町の基本施策

第5章 新町の基本施策

基本理念に基づき、新町の将来像を実現するため、各施策(本文参照)に取り組みます。  
また、各施策に関する主要事業としては、次のようなものがあります。

将来像(5)参加と交流で築く開かれたまち  
に関する主要事業には、このようなものがあります。

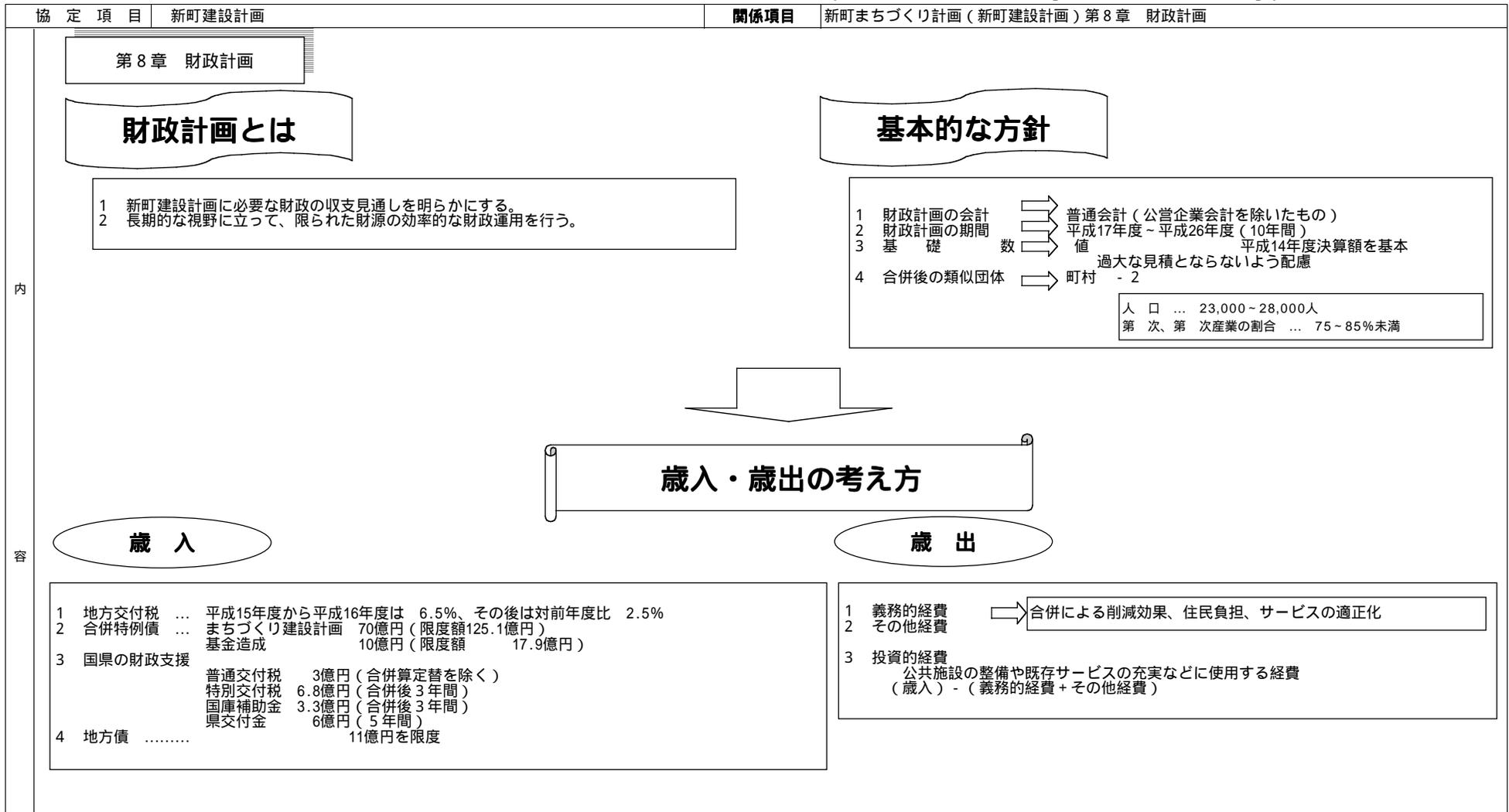
基本理念 人と大地がうるおい輝く 豊穡のまち

内

容

将来像5 参加と交流で築く開かれたまち	基本方針	基本施策	主要事業	事業の内容
	1 参加と交流の促進	(1) 地域活動の推進	地域活動支援事業	各種地域活動団体の支援、コミュニティーセンター等の整備
		(2) 協働体制の確立	情報公開の推進	情報公開条例の遵守、インターネット利用による情報交流
		(3) 地域間交流の推進	国際交流事業 地域間交流事業	国際交流事業、青少年海外派遣事業、ホストファミリーの育成等 地域資源の物産交流、地域イベントの交流等
	2 健全な行財政運営の推進	(1) 効率的で円滑な行財政の運営	新町庁舎建設事業	新町事務の拠点としての庁舎建設
			支所改修・改造事業 合併市町村振興基金の創設 行政事務処理システム統合事業	支所(旧役場)の改修・改造 新町の一体感の醸成に資する為の基金、地域振興のための基金 新町の各種事務処理の効率化を図るためのシステム構築等
		(2) 広域行政の充実	広域行政の推進	消防、葬祭、ごみ処理、電算事務、介護保険等広域的な事務事業の推進

協定項目	新町建設計画	関係項目	新町まちづくり計画(新町建設計画)第6~7章																																											
内容	<p style="text-align: center;"><b>第6章 新町における佐賀県事業の推進</b></p> <p>1 県事業の推進</p> <p>新町は、合併後の一体感を高めるため、本計画に掲げられた県事業の重点的な実施が図られるよう努力するとともに、新町が県南西部の拠点として自立したまちとなるよう、事業推進に向けて関係機関と協議を行っていきます。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 公共施設の統合整備</b></p> <p>公共施設の統合整備については、住民の生活に急激な変化を及ぼさないように十分な配慮を行い、新町全体の地域性やバランス、そして町の財政状況などを十分考慮しながら検討していくものとします。</p>	<p>2 新町における佐賀県事業</p> <p>基本理念 人と大地が うるおい輝く 豊穡のまち</p> <p>将来像1 ゆとりある快適な住みよいまち</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本方針</th> <th>基本施策</th> <th>主要事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">3 災害に強く安全・快適な生活環境の整備</td> <td rowspan="2">(1) 災害・公害対策の充実</td> <td>河川改修事業</td> </tr> <tr> <td>地盤沈下対策事業 白石平野地区</td> </tr> <tr> <td>海岸保全施設整備事業 福富地区</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4 体系的な交通網の整備・充実</td> <td rowspan="3">(3) 交通安全・防犯対策の充実</td> <td>海岸保全施設整備事業 廻里江地区</td> </tr> <tr> <td>一般国道207号 交通安全施設整備事業</td> </tr> <tr> <td>一般国道444号 交通安全施設整備事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 情報通信ネットワークの整備・充実</td> <td rowspan="2">(1) 情報通信基盤の整備</td> <td>一般国道207号 交通安全施設整備事業</td> </tr> <tr> <td>一般国道444号 交通安全施設整備事業</td> </tr> <tr> <td colspan="3">将来像2 健やかで安心できるやさしいまち</td> </tr> <tr> <td>1 子育て支援の充実</td> <td>(1) 仕事と家庭の両立支援</td> <td>ファミリー・サポート・センター事業</td> </tr> <tr> <td colspan="3">将来像3 活気と魅力のある豊かなまち</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 農林水産業の振興</td> <td>(1) 農業の振興</td> <td>一般農道整備事業 八平南地区</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 水産業の振興</td> <td>一般農道整備事業 牛屋東分地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般農道整備事業 新明地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>有明海漁場環境保全創造事業</td> </tr> <tr> <td colspan="3">将来像4 個性豊かな人と文化を育むまち</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 生涯学び楽しめる環境の充実</td> <td rowspan="2">2) スポーツ・レクリエーションの振興</td> <td>県民体育大会</td> </tr> <tr> <td>佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭</td> </tr> </tbody> </table>	基本方針	基本施策	主要事業	3 災害に強く安全・快適な生活環境の整備	(1) 災害・公害対策の充実	河川改修事業	地盤沈下対策事業 白石平野地区	海岸保全施設整備事業 福富地区	4 体系的な交通網の整備・充実	(3) 交通安全・防犯対策の充実	海岸保全施設整備事業 廻里江地区	一般国道207号 交通安全施設整備事業	一般国道444号 交通安全施設整備事業	5 情報通信ネットワークの整備・充実	(1) 情報通信基盤の整備	一般国道207号 交通安全施設整備事業	一般国道444号 交通安全施設整備事業	将来像2 健やかで安心できるやさしいまち			1 子育て支援の充実	(1) 仕事と家庭の両立支援	ファミリー・サポート・センター事業	将来像3 活気と魅力のある豊かなまち			1 農林水産業の振興	(1) 農業の振興	一般農道整備事業 八平南地区	(3) 水産業の振興	一般農道整備事業 牛屋東分地区		一般農道整備事業 新明地区			有明海漁場環境保全創造事業	将来像4 個性豊かな人と文化を育むまち			3 生涯学び楽しめる環境の充実	2) スポーツ・レクリエーションの振興	県民体育大会	佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭
	基本方針	基本施策	主要事業																																											
3 災害に強く安全・快適な生活環境の整備	(1) 災害・公害対策の充実	河川改修事業																																												
		地盤沈下対策事業 白石平野地区																																												
	海岸保全施設整備事業 福富地区																																													
4 体系的な交通網の整備・充実	(3) 交通安全・防犯対策の充実	海岸保全施設整備事業 廻里江地区																																												
		一般国道207号 交通安全施設整備事業																																												
		一般国道444号 交通安全施設整備事業																																												
5 情報通信ネットワークの整備・充実	(1) 情報通信基盤の整備	一般国道207号 交通安全施設整備事業																																												
		一般国道444号 交通安全施設整備事業																																												
将来像2 健やかで安心できるやさしいまち																																														
1 子育て支援の充実	(1) 仕事と家庭の両立支援	ファミリー・サポート・センター事業																																												
将来像3 活気と魅力のある豊かなまち																																														
1 農林水産業の振興	(1) 農業の振興	一般農道整備事業 八平南地区																																												
	(3) 水産業の振興	一般農道整備事業 牛屋東分地区																																												
		一般農道整備事業 新明地区																																												
		有明海漁場環境保全創造事業																																												
将来像4 個性豊かな人と文化を育むまち																																														
3 生涯学び楽しめる環境の充実	2) スポーツ・レクリエーションの振興	県民体育大会																																												
		佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭																																												



## 第6回 白石・福富・有明3町合併協議会の日程について

開催日時 平成16年2月5日(木) 午後1時30分から  
場 所 有明町 公民館2階ホール